

**地方公共団体における
アナログ規制の点検・見直しマニュアル
【第2.0版】**

令和5年12月

デジタル庁

目次

第一章	はじめに	3
1.	本マニュアルにおける点検・見直しの対象	4
2.	用語の定義	4
3.	本マニュアルの構成	4
4.	本マニュアルの改訂	4
第二章	国におけるアナログ規制の点検・見直し	5
1.	これまでの経緯	5
(1)	デジタル臨調の開催	5
(2)	構造改革のためのデジタル原則の策定	6
2.	デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の概要	8
(1)	取組体制等	8
(2)	デジタル原則への適合性を点検する対象範囲・規制項目	9
(3)	適合性点検対象リストの作成	10
(4)	規制の類型化とフェーズの導入	11
(5)	類型・フェーズの当てはめと見直し方針等の検討	11
3.	国のアナログ規制の見直し状況	12
(1)	一括見直しプランの策定	12
(2)	工程表の策定	14
(3)	一括法の成立・公布	15
(4)	工程表のフォローアップの状況等	19
4.	その他の取組	21
(1)	テクノロジーマップ・技術カタログの整備	21
(2)	新規法令等のデジタル原則適合性等の確認プロセスの実施等	23
第三章	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し	24
1.	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの必要性	24
2.	規制の点検・見直しの手順例	24
(1)	組織の意思統一・推進体制の構築 (Step 1)	25
(2)	点検・見直し方針の策定 (Step 2)	29
(3)	規制の洗い出しと類型・フェーズの当てはめ (Step 3)	31
(4)	見直しの検討 (Step 4)	46
(5)	見直しの実施 (Step 5)	50
3.	規制の見直しの実例	53
(1)	国において法令等の改正により見直しを行った例	53
(2)	国において通知・通達の発出により見直し・解釈の明確化を図った例	53
(3)	国の規制の見直しを踏まえて地方公共団体において条例改正等を行った例	55
(4)	地方公共団体において独自に定めている条例等について見直しを行った例	56
(5)	国の法令等を踏まえつつ、地方公共団体において独自に条例等の見直しを行った例	57
(6)	デジタル手続条例（オンライン化条例）の改正により一括改正を行った事例	58
4.	手続の点検・見直し	60
第四章	おわりに	62
	参考資料一覧	63

第一章 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、かつて不可能であったことが可能になり、私たちの生活のあり方は大きく変貌を遂げています。例えば、5G回線の普及により、スマートフォン等の個人の端末を通じて大容量の情報を高速で通信することが容易になり、また、IoT技術やAI技術によって大量のデータ収集・解析が可能となるなど、このような技術革新は、我が国が目指す新たな社会像である「Society5.0」を実現させつつあります。こうした技術の普及による生活の変化は、この10年ほどで飛躍的に進んだように思われます。

他方で、我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものです。こうした規制は、現代において、いわゆる「アナログ規制」として、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられます。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる産業・現場において人手不足が進むことが予想されている我が国においては、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠です。

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を豊かにしていくために、**デジタル改革・行政改革・規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革により、日本社会全体の仕様をモデルチェンジする必要がある**——こうした問題意識から令和3年11月に設置されたデジタル臨時行政調査会（以下「デジタル臨調」という。）¹は、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下「デジタル原則」という。）**を提示するとともに、このデジタル原則を踏まえ、**国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証を行うこととし、制度面の見直しを強力に推進して**きました。

他方で、国民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を一層実感できるようにする観点からは、暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共団体においても、**国や先行団体の取組を参考としながら、規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが重要**です。

また、令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号。以下「一括法」という。）により、地方公共団体は、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定められました。

本マニュアルは、以上のような考え方などを踏まえ、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに係る自主的な取組に資するよう、**国の法令等の点検・見直しの考え方や手法、先行団体における取組・規制の洗い出し事例を紹介するとともに、地方公共団体が規制の点検・見直しに取り組むに当たって、適当と考えられる推進体制や作業手順の案を示すもの**です。

各地方公共団体におかれては、本マニュアルを活用し、地域社会のデジタル化を促進する観点から、アナログ規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

¹ デジタル臨調については、令和5年10月6日に廃止。

1. 本マニュアルにおける点検・見直しの対象

本マニュアルにおける点検・見直しは、地方公共団体が定める全ての条例等を対象とすることを想定しています。

また、本マニュアルでは、主に、デジタル臨調においてデジタル原則の観点から代表的なアナログ規制として選定された、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7つの規制（以下「7項目」という。詳しくは、[9ページ](#)参照）及びフロッピーディスク等（以下「FD等」という。）の記録媒体を指定する規制の点検・見直しについて、解説します。

なお、地方公共団体は、住民に直接、行政サービスを提供する主体であるため、より住民がデジタル化の恩恵を実感できるようにする観点から、デジタル原則の趣旨を踏まえ、上記の7項目等の規制の点検・見直しのほか、アナログ的な行為を求める各種規制についても積極的に見直しを行っていくことが期待されます。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応を契機とし、各地方公共団体においては、現在、「書面規制」や「対面規制」の見直しの取組がなされているところですが、こうした取組についても、7項目等の見直しと併せて、更に推進することが望まれます。

2. 用語の定義

本マニュアルで扱う以下の用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
法令等	法律・政令・省令、国が発出する告示、通知・通達、又は指針・ガイドライン等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等

3. 本マニュアルの構成

本マニュアルでは、まず第二章で国におけるアナログ規制の点検・見直しの概要を紹介した上で、第三章で地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに当たり、必要となる手順や先事例等を解説しています。また、参考資料には、国の取組の詳細や地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに当たり参考になる事例等が掲載されていますので、必要に応じて参照してください。

4. 本マニュアルの改訂

デジタル庁においては、令和4年11月に本マニュアル第1.0版を作成・公表した後、全国から公募等したモデル自治体と連携し、実際に条例等の洗い出し作業を行う課題調査（以下「モデル調査」という。）を実施しました。今回、モデル調査で明らかになった課題やモデル自治体での洗い出し結果を踏まえ、本マニュアルを改訂し、第2.0版として公表することとしました。

また、国のアナログ規制の一括見直しは、令和4年12月に策定した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（以下「工程表」という。）」等に基づき、令和6年6月までの2年間を目途に、順次、見直しが進められることとなっています。

今後、本マニュアルについても、国の規制見直しに係る取組状況等を踏まえて、必要に応じて、適時に改訂することを予定しています。

第二章 国におけるアナログ規制の点検・見直し

1. これまでの経緯

(1) デジタル臨調の開催

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、我が国のデジタル化をめぐる様々な課題が官民において明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、デジタル技術の高度化に対応せずに場当たりの・継ぎ接ぎ的な対応をしている限り、我が国は世界の趨勢に乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの問題認識の下、国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）²を策定し、デジタル化によって目指す社会の姿勢等を示しました。

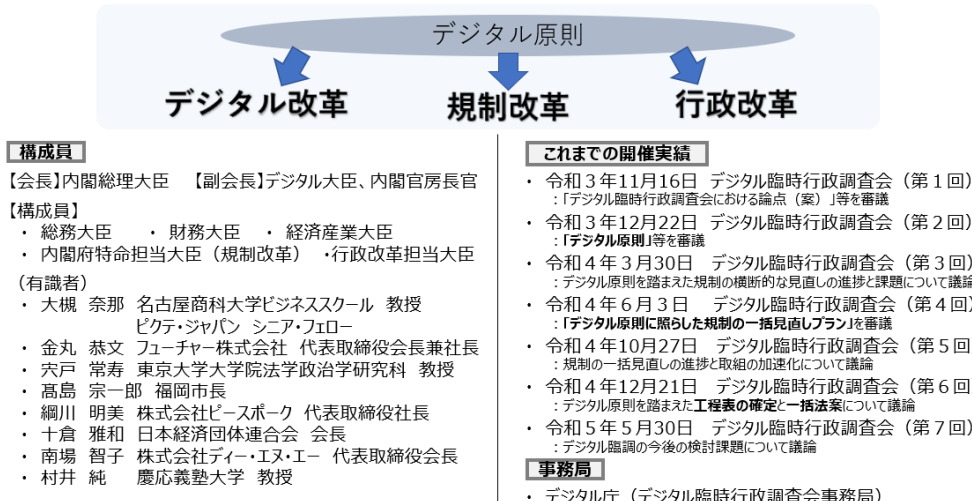
また、令和3年9月1日には、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）等のデジタル改革関連法が施行され、デジタル庁が発足するとともに、国及び地方公共団体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が推し進められることとなりました。

その後、多様な個人や事業者がデジタルを活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、「国民」「社会」「産業」「自治体」「政府」といった各主体・各分野をまたぐ本質的な「構造改革」が必要となるとの考えから、令和3年11月より、内閣総理大臣を会長とするデジタル臨調が開催され、構造改革に係る横断的課題を一体的に検討して対応していくことにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会の実現を強力に推進することとされました。

<参考：デジタル臨調の概要>

デジタル臨時行政調査会について

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定し、3つの改革に係る横断的課題を一体的に検討。



² 参考資料1：「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要」（令和2年12月25日）

(2) 構造改革のためのデジタル原則の策定

デジタル臨調においては、まず、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底するデジタル原則を策定しました。

また、デジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル臨調の下に「デジタル臨時行政調査会作業部会」（以下「作業部会」という。）⁴を開催することとし、デジタル化を阻害する規制の点検・見直しを進めてきました。

<構造改革のためのデジタル原則>

- ① デジタル完結・自動化原則
- ② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）
- ③ 官民連携原則
- ④ 相互運用性確保原則
- ⑤ 共通基盤利用原則

<参考：構造改革のためのデジタル原則の全体像>

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

⁴ 作業部会は、デジタル臨調と同じく令和5年10月6日に廃止されたが、それまで検討してきた課題については、デジタル庁において新たに「デジタル関係制度改革検討会」を開催し、引き続き検討することとしている（令和5年11月22日に第1回、令和5年12月5日に第2回を開催）。

<参考：デジタル臨調の取組の3つの特徴>

① 「点の改革」のみならず「面の改革」も

これまでの規制改革の取組は、見直しを行うべきと判断された個別の規制を重点的に見直すものであり、対象となる一つ一つの規制の内容を検討し、ピンポイントで見直しを図っていくという、いわば「点の改革」であると言えます。

一方、デジタル臨調では、規制を類型化し、その類型ごとに、一括的な見直しを行うということに取り組み、規制の見直しを横断的に図っていくという、いわば「面の改革」であると言えます。従来の規制改革で行われた点の改革を先行事例として横展開することで、この「点の改革」と「面の改革」の双方を両輪として推進しています。

「面の改革」を行うことのメリットは、見直しを大規模に行うことができるという点にあります。デジタル臨調が点検・見直しを行う対象は、我が国に存在する合計4万にも及ぶ法令、通知、通達等の全体であり、こうした「面の改革」を行うことで、アナログ規制を一掃する見直しを行うことが可能と考えています。

② 「要望ベースの改革」のみならず「テクノロジーベースの改革」も

これまでの規制改革の取組では、様々な要望を受け、それに応じて個別に見直しを行うことが基本であり、要望に基づき見直しを行うという点で、「要望ベース」であったとすることができます。デジタル臨調の取組は、国民生活の利便性等、要望自体も重視しつつ、「社会全体におけるテクノロジー利活用の促進」という視点にも力点を置き、各種テクノロジーに関する知識に基づき、「既存の制度にどのようなテクノロジーを導入することができるか」という考えから見直しの要否を判断するという点で、「テクノロジーベース」で改革を行っていると言えます。

また、こうした「テクノロジーベース」での改革を推進するため、「テクノロジーマップ」の整備についても取組を進めています（[21ページ参照](#)）。テクノロジーマップを見れば、どのような規制を見直すために、どのような技術が活用できるかが明らかになります。例えば、スタートアップ企業が有する技術は、知名度が高くないために活用が進まないケースが想定されますが、このテクノロジーマップを整備し、そうした技術についてもマップ上に具体的に位置付けることにより、大企業からスタートアップに至るまでの様々な主体が保有する技術の活用手段が明確化され、導入が促進されると考えています。このように、デジタル臨調による「テクノロジーベース」の改革は、「技術の進展」、さらには「新たな成長産業の創出」に関して、大きな波及効果が期待できます。

③ 「現状の改革」のみならず「将来の改革」も

これまでの改革の手法は、今ある規制や制度を改革する、いわば「現状の改革」を行うものでした。しかし、先端テクノロジーは日進月歩であり、現在「最先端」と言える技術も数年後には当たり前前の技術になっていることが考えられます。

そこで、デジタル臨調では、今回の改革に併せて、デジタル社会に適合した法令を将来においても整備できるような仕組み、言うなれば「将来の改革」が実現できるような取組を進めています。

具体的には、各府省庁が新たな法令の整備を検討する際に、いわゆる「デジタル原則」への適合性が図られるよう、デジタル庁が具体的な指針を作成することや、各府省庁が制定・改正しようとしている個別の法令についてデジタル庁が「デジタル原則」に適合しているかを確認するプロセスを実施しています（[23ページ参照](#)）。

2. デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の概要

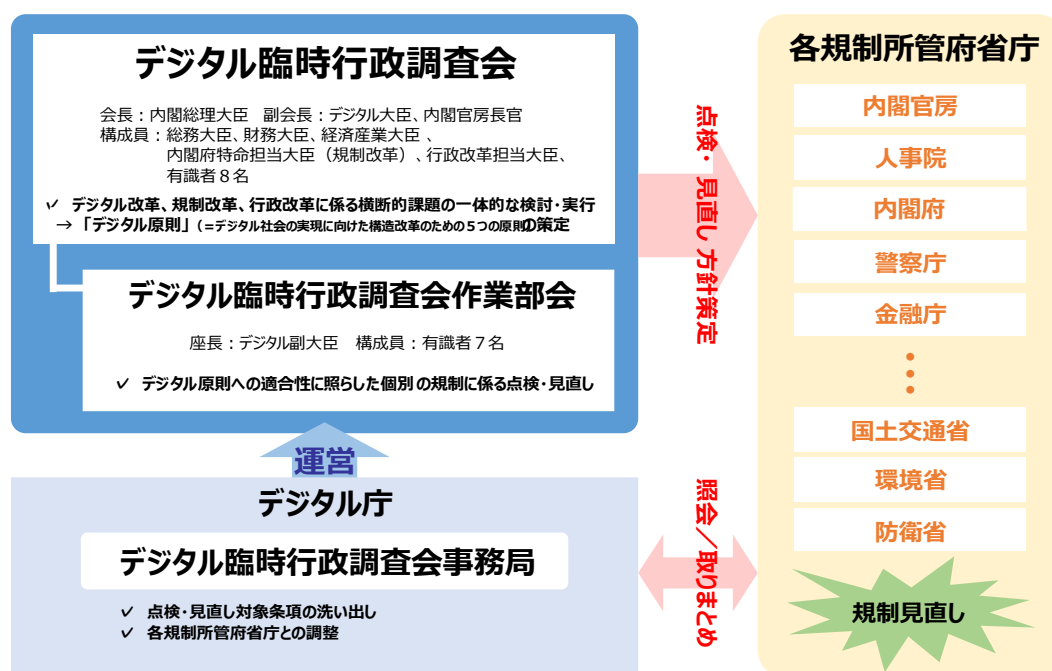
(1) 取組体制等

国の法令等のデジタル原則への適合性の点検・見直しについては、デジタル臨調において、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省庁及び専門家を結集し、見直しの基準や考え方を提示するとともに、規制の一括見直しに向けた機運を醸成し、各府省庁の所管法令の点検・見直しを後押ししてきました。また、よりスピード感のある改革の実現を目指すため、作業部会における各府省庁のヒアリングを通じて、具体的な個別論点や課題の把握、先進事例の提示等を行いました。

また、この規制の一括見直しは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）⁵、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等の閣議決定にも盛り込まれており、政府全体で取り組むこととしています。

<デジタル原則への適合性の点検・見直し検討体制>

デジタル原則への適合性の点検・見直し検討体制



⁵ 参考資料2：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（概要）

(2) デジタル原則への適合性を点検する対象範囲・規制項目

デジタル臨調では、経済社会活動に関する全ての規律を対象に、デジタル原則への適合性の点検を行うこととしました。

点検・見直し作業については、国が定める約4万以上の法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象として取り上げました。

この7項目の規制のうち、目視規制であれば高精度カメラやドローン等の技術の活用により、実地監査規制や常駐・専任規制であれば遠隔監視装置やオンライン会議システム等の技術の活用により、対面講習規制や書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制であればオンライン実施の導入により、それぞれ規制の趣旨・目的を損なわずに、デジタル完結・自動化原則に適合した形で規制の合理化を図ることができるものと考えられます。また、定期検査・点検規制については、リアルタイムモニタリング等のデジタル技術を活用することで、アジャイルガバナンス原則に沿った規制に転換することや、目視規制と同様に規制の合理化を図ることができるものと考えられます。

このような規制の見直しにより、規制の対象者・関係者の利便性向上とともに、社会全体の効率化が実現し、デジタルによる経済成長・投資効果も期待されています。

<代表的なアナログ規制である7項目>

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

(3) 適合性点検対象リストの作成

デジタル臨調事務局では、点検・見直し対象の規制の特定に当たり、まず、法令等を対象とした「検索キーワードリスト」を7項目の規制ごとに作成し、この検索キーワードによる法令データベースの検索結果等を基に、デジタル原則に照らし点検が必要と考えられる規制を「適合性点検対象リスト」として一覧化しました。

<「検索キーワードリスト」の例>

規制項目	検索キーワード等
目視規制	e-Govにより次のキーワードにて法令検索 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面 and (検査 or 点検 or 調査) ・ 目視 and (検査 or 点検 or 調査) ・ 視認 and (検査 or 点検 or 調査) ・ 実地 and (検査 or 点検 or 調査) ・ 巡視 ・ 見張



<「適合性点検対象リスト」の例>

	法令等区分	法令名	該当条文	該当条文内容	所管省庁	規制内容
1	法律	地方税法	第408条	(固定資産の 実地調査) 第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回 実地 に 調査 させなければならない。	総務省	固定資産の 実地調査
2	政令	河川法 施行令	第9条の3第 1項第2号	(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等) 第九条の三 法第十五条の二第二項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。 二 河川管理施設等の 点検 は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、 目視 その他適切な方法により行うこと。	国土 交通省	河川管理施設等の維持 又は修繕に関する技術 的基準等

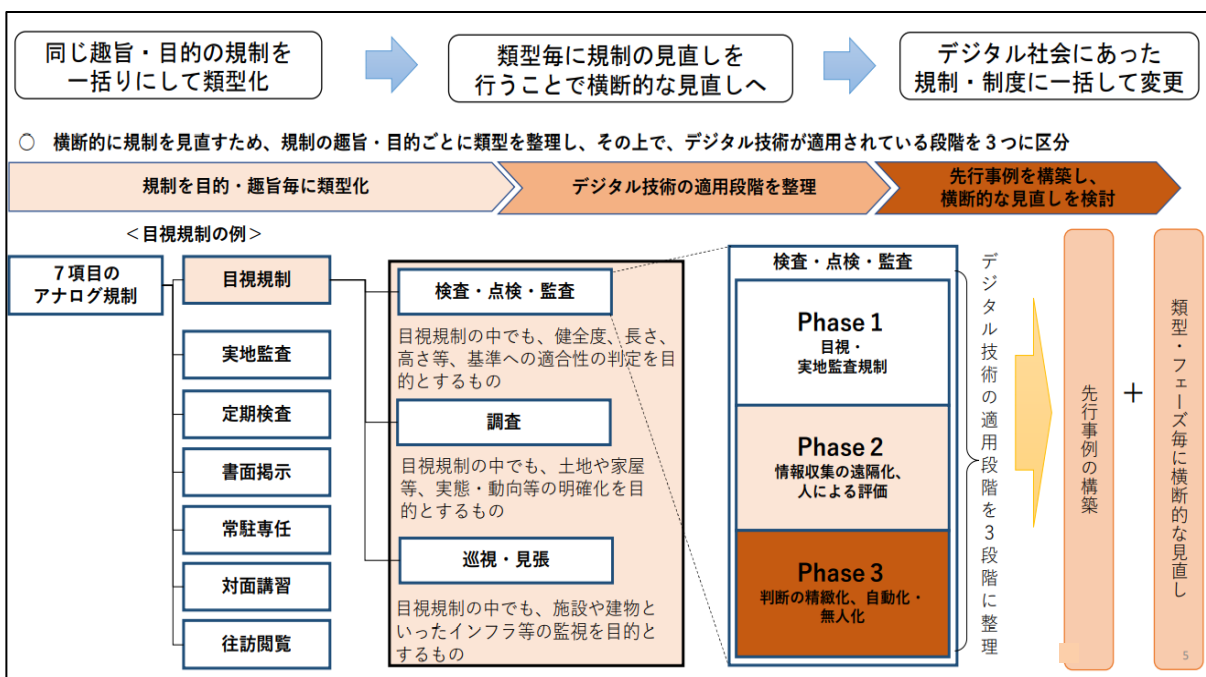
(4) 規制の類型化とフェーズの導入

点検・見直しの対象となる規制（条項等）は多数に及びますが、規制の趣旨・目的に照らして同種と考えられる規制であれば、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的であると考えられます。

また、IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチは異なります。

そこで、デジタル臨調においては、7項目に該当する規制を更にその趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理し（＝規制の類型化）、その上で、デジタル化の進捗の度合いについて3つの段階（フェーズ、Phase）に区分しました⁶。

<参考：一括見直しに向けた類型化とフェーズの考え方>



出典：第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）資料1：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

(5) 類型・フェーズの当てはめと見直し方針等の検討

上記の類型・フェーズを踏まえ、デジタル臨調事務局においては、適合性点検対象リストで一覧化した規制のそれぞれについて、所管府省庁に数次の意見照会を行い、類型・フェーズの当てはめを行うとともに、見直しによって目指すフェーズについて検討することとしました。

⁶ 参考資料3：国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について

3. 国のアナログ規制の見直し状況

(1) 一括見直しプランの策定

デジタル臨調で決定された類型化とフェーズの考え方にに基づき、デジタル臨調事務局と各府省庁が連携して点検を行いました。

その第一弾として、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨調決定。以下「一括見直しプラン」という。）⁷において、約4,000条項についての見直し方針が確定し、それ以外の条項（例：効果とコストの検証や民間機関等の実施主体との調整に一定の時間を要するもの、極めて高度な安全確保が必要であり検証に一定の時間を要するもの等）についても、令和4年末までに見直し方針を確定することとされました。

一括見直しプランにおいては、令和4年7月から令和7年6月までを「集中改革期間」と位置付けた上で、同期間におけるアナログ規制の見直しに係る政府の取組方針について、次のとおりとしました。

① 法律、政令、省令への対応

各規制所管府省庁は、デジタル臨調の提示した方針等を踏まえ、デジタル臨調事務局と調整し、規制の見直し方針や見直しの実施時期、実施方法等を検討し、令和4年12月末を目途に、それらを「見直し工程表」として公表する。

② 通知・通達等への対応

令和4年夏以降にデジタル臨調事務局で点検リストを整理し、各府省庁における確認を経て当該リストを確定させた後、デジタル原則への適合性について点検を行い、早期に見直しが可能なものは、法令の改正の状況に合わせて、令和4年12月末までに規制の見直しを行う。

一方、点検の結果、早期の見直しが困難な規制については、令和5年以降、デジタル臨調事務局と連携しつつ、見直しに向けた方針を検討した上で、原則令和5年中の見直しを行う。

③ 経済界要望等への対応

デジタル臨調では、経済界から寄せられた約1,900件の要望等についても、デジタル原則やテーマに基づき類型化した上で、先行事例を構築できた類型から、各府省庁に自主点検の実施等を依頼し、同様の規制があれば一括的な見直しを行う。

主な経済界要望等については、令和4年12月末を目途に、見直し方針を決定・公表する。

⁷ 参考資料4：「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日）

<参考：アナログ規制の見直しの効果>

一括見直しプランにおいては、アナログ規制を横断的に見直すことによる「改革の効果」についても整理がなされ、①人手不足の解消・生産性の向上、②行政の在り方の変革、③経済の成長、④スタートアップ等の勃興・成長産業の創出の4つの効果が掲げられています。

アナログ規制の見直しの効果

本年6月に策定された「一括見直しプラン」に掲げられている**改革の効果**

人手不足の解消
・生産性の向上

経済成長

スタートアップ等の勃興
・成長産業の創出

行政の在り方の変革

- 業務が合理化されることによる、**人手不足の解消・生産性の向上**
- **行政の在り方の変革**による、国民側の利便性の向上／行政側の負担軽減・質の向上

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面掲示規制、往訪問覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

- 幅広い業界におけるデジタル化が進むことによる、**経済の成長**
- 様々な技術の活用が進むことによる**スタートアップ等の勃興・成長産業の創出**



- ・ 「規制の見直し」が「技術の進展」をもたらす、それが更なる「規制の見直し」に繋がるという正のスパイラル
- ・ その好循環の中で、新たな成長産業が創出され、経済成長も実現

出典：第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）資料1：デジタル原則を踏まえた工程表の確定とデジタル規制改革推進のための一括法案について

また、デジタル庁では、株式会社三菱総合研究所への委託により、アナログ規制の見直しによる経済効果の推計を行っており、令和5年8月にその中間報告として、①デジタル化によるコストの削減効果と、②新たなデジタル技術の導入による市場の拡大効果について公表がされています⁸。当該推計の中で見込まれる効果は以下のとおりです。なお、当該推計については、追加的な情報収集を進め、令和6年春頃を目途に最終報告を行うことが予定されています。

- ・ 工程表記載の法令約1万条項に係るアナログ規制見直しにより、約2.9兆円のコスト削減が進むほか、新たに約0.9兆円の市場の拡大が見込まれる。
- ・ 上記の結果として、GDP換算で約3.6兆円の増加（名目GDP比+0.64%程度）が見込まれる。

⁸ 参考資料5：「アナログ規制の見直しによる経済効果（中間報告）」

(2) 工程表の策定

一括見直しプランの公表後、経済界から寄せられた要望を踏まえ、先行的に検討することとされていた「FD等を用いる申請・届出等のオンライン化」に関しては、デジタル臨調事務局の精査の結果、FD等の記録媒体を指定する規定が約2,000条項存在することが判明しました。

令和4年8月30日に開催された第13回作業部会では、こうした規定によって、手続のオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっていることといった課題が指摘されました。こうした議論等を踏まえ、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定の整備やFD等の旧式の記録媒体を指定する規定の見直しについても、令和4年中に、各府省庁の見直し方針をデジタル臨調として取りまとめ、公表することとされました。

その後も、デジタル臨調事務局と各府省庁で調整を行った結果、令和4年12月21日に開催された第6回デジタル臨調において、7項目のアナログ規制とFD等の記録媒体を指定する規制に関する法令約1万条項について見直し方針及び工程表が確定したことが報告されました⁹。また、経済界から寄せられた約1,900件の要望に関し、そのうち主要なものについても、今後の見直しに係る方針が確定されました。

なお、一括見直しプランでは、令和7年6月までを「集中改革期間」と位置づけていますが、その後、これらの約1万条項については、デジタル化を妨げるアナログ規制を可及的速やかに一掃するため、当初の期間から前倒して、令和6年6月までの2年間を目途に見直しを実施することとされています。

今後、各府省庁においては、例えば規制目的を達成するための代替技術の調査、検証等を行ったものの令和6年6月までに適当な技術が確認できなかった場合等の特段の事情変更が認められない限り、当該工程表に記載のスケジュール等に沿って規制の見直しを実施するものとされ、また、各府省庁における見直しの進捗についても、適時フォローアップが実施されることとなっています。

⁹ [参考資料6：「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日）](#)

<参考：アナログ規制の見直しに係る工程表について>

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- ・ 目視…………… 2927条項
- ・ 定期検査・点検… 1034条項
- ・ 実地監査…………… 74条項
- ・ 常駐・専任…………… 1062条項
- ・ 対面講習…………… 217条項
- ・ 書面掲示…………… 772条項
- ・ 往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- ・ FD等記録媒体………2095条項
- ・ その他の規制…………… 42条項

合計 9669条項 (100%) 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の種類	現在 Phase	見直後 Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の種類

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実地把握（外部委託調査等）			
	対外調整等 法令等改正手続			

見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

出典：第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）資料1：デジタル原則を踏まえた工程表の確定とデジタル規制改革推進のための一括法案について

(3) 一括法の成立・公布

一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し作業では、7項目等の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を行うことなく見直しが見込める一方で、法改正による措置が必要なものについては、一括的に法改正を行うこととしました。

具体的には、書面掲示規制及びFD等の記録媒体に係る規制についての改正を行うとともに、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが、自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について規定する内容を含む一括法案が令和5年通常国会に提出され、令和5年6月に成立・公布されました。

なお、「第一章 はじめに」でも記載のとおり、一括法におけるデジタル手続法の改正により、地方公共団体は、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定められました。

<参考：一括法の概要について>

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（2023年6月公布）

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(*)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(*)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪問覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- 将来にわたって**デジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直し**が**自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、①**書面掲示規制**(**)及び②**フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。
(**)7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)

記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等について**オンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大**。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続には**デジタル手続法が適用されない**
⇒ **オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務**

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についても**オンライン可能**

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に

デジタル手続法の適用範囲を拡大

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、**インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認**できるようにすることで、利便性の向上を図る。

【現行】

事業所等での書面の掲示

標識、利用料金等の掲示

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に

利用者保護や利便性、デジタルバйдへの配慮の観点から、書面による掲示も維持

※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置(工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記)

【現行】

掲示場等での書面の掲示

公示送達

行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合に、一定期間、掲示(公示)をする制度

【改正後】

主務省令で定める方法(インターネットによる公表を想定)

利用者の利便性、デジタルバйдへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

又は
事務所に設置したパソコン画面での表示

※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、本改正はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布(=2023年6月16日)後1年以内
(公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内)

アナログ規制の一括見直しの全体像

一括法案やデジタル手続法等を活用し、法改正、政省令改正、解釈の明確化等による規制の見直しを可能な限り一括的に実施。

規制類型	主な対応
目視	<ul style="list-style-type: none"> ・政省令改正により対応 ・解釈の明確化、運用の変更（通知等）により対応 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一部は、法改正に向けた技術検証等を実施予定
実地監査	
定期検査・点検	
常駐・専任	
対面講習	
書面掲示	<ul style="list-style-type: none"> 一括法案で対応 インターネットでの閲覧等を可能に <ul style="list-style-type: none"> ✓ その他は、政省令改正や解釈の明確化、運用の変更（通知等）により対応 注）プライバシー要配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。
往訪問覧・縦覧	<ul style="list-style-type: none"> デジタル手続法、e-文書法（※）の適用等により対応 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 適用の前提となる政省令の整備を実施 注）プライバシー要配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。
FD等記録媒体	<ul style="list-style-type: none"> 一括法案で対応 <ul style="list-style-type: none"> ①デジタル手続法の適用拡大、②情報通信技術の効果的活用規定を受けた解釈・運用見直し ※ その他は、個別法令の改正等により対応

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）：個別法令において書面によることなどが規定されている手続きについて、当該法令の改正によることなく、デジタルで行うことを可能にする特別法

<参考：一括法における具体的な改正内容>

①デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進

デジタル技術の日々の進展を踏まえ、法令が常にその時代のデジタル技術に即したものとなるよう、一括法では「将来の改革」を実効的に推進する観点から、デジタル社会形成基本法を改正し、デジタル社会の形成に関する基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しを推進すべきことを定めています。

また、デジタル技術の進展等を踏まえた利便性向上のための取組が、各行政機関において自律的かつ継続的に行われるようにすることを担保するため、デジタル手続法を改正し、デジタル技術の進展等を踏まえて行政手続等においてデジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な措置を講じなければならない旨の規定を設けています。前述のとおり、地方公共団体の事務においてもデジタル技術の効果的な活用が図られるよう、地方公共団体におけるデジタル技術の効果的活用の努力義務について規定しています。

これらに加え、国におけるアナログ規制の見直しに逆行することがないように、新規法令のデジタル原則への適合性を確認する、いわゆる「デジタル法制局」のプロセスに関する規定を設けることとしています。この「デジタル法制局」の取組は、具体的には、7項目等のアナログ行為を求める場合があると解される規定など、デジタル原則に適合した運用を阻害するおそれがあると判断される規定について、デジタル原則への適合性の観点から各省及びデジタル庁において確認を行うものです。

また、規制所管省庁が規制の見直しに当たってどのような技術が活用可能であるかを把握できるよう、デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理したテクノロジーマップの整備・活用に関する規定を整備しています。

②記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

前述のとおり、経済界からも、FD、CD、DVDなどの記録媒体での提出を求める申請・届出等のオンライン対応について要望があり、FD等の記録媒体を指定する規制についてもデジタル臨調における点検・見直しの対象とされました。

一括法では、デジタル臨調での議論等を踏まえ、FD等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、個別法令の規定にかかわらずオンライン化を可能とするデジタル化のための通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大しています。

③書面掲示規制等の見直し

認定証や標識等の書面を特定の場所に掲示すること等を義務付ける規制である「書面掲示規制」については、国民の利便性向上等の観点からは、インターネットを利用して特定の場所に赴かずとも国民が当該掲示等の対象となる情報を確認することを可能にする必要があります。一括法においては、当該掲示等に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の計45法律の関係規定の改正を行いました。また、これに伴い、認定等に当たり認定証等の交付を行うこととしている警備業法（昭和47年法律第117号）等の計3法律について、認定証等の交付を行わないこととするための改正を行いました。

なお、特定の場所における掲示等については、利用者や消費者がその掲示等を確認することができることは利用者や消費者の安全や利便性の観点から必要であること、また、利用者や消費者の中にはIT機器の利用に習熟していない者もあり得ることから、引き続き存置することとしています。

(4) 工程表のフォローアップの状況等

令和5年5月30日に開催された第7回デジタル臨調では、1回目のフォローアップの結果が公表され¹⁰、工程表に基づく約1万条項のアナログ規制の見直しのうち、令和5年3月末に見直し期限が到来した規制については、着実に見直しを実施（一部予定を前倒し）されていることが報告されました。

<参考：法令等約1万条項のアナログ規制のフォローアップ（令和5年3月見直し期限）について>

法令約1万条項のアナログ規制のフォローアップ

昨年12月に公表した工程表に基づく約1万条項のアナログ規制の見直しのうち、本年3月末に見直し期限が到来した規制については、着実に見直しを実施（一部予定を前倒し）。

	3月末見直し完了予定 (※1)	各省回答			見直し完了等の割合	【参考】 見直し完了 (予定前倒し)
		回答	見直し完了 (※2)	新たな見直し時期 について合意		
目視	385	385	385	0	100%	20
実地監査	24	24	24	0	100%	0
定期検査・点検	65	65	65	0	100%	20
常駐・専任	196	196	194	2	100%	6
対面講習	9	9	9	0	100%	4
書面揭示	18	18	17	1	100%	1
往訪閲覧・縦覧	146	146	146	0	100%	18
FD等(※3)	0	—	—	—	—	8
その他の規制	7	7	6	1	100%	0
合計	850	850	846	4	100%	77

※1：「3月末見直し完了予定」には、12月末時点で見直しを完了していた規制を含まない。

※2：「見直し完了」は2023年4月1日から現時点までの間に見直しが行われたもののほか、直近で見直し完了見込みのものを含む。

※3：FD等の規制見直しについては、一律に2023年中に見直しを行うこととしている。

出典：第7回デジタル臨時行政調査会（令和5年5月30日） 資料1：アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題

また、令和5年9月末に見直し期限が到来した規制については、602件（予定を前倒して見直しが完了した規制を含む。）の見直しが実施されていることが確認されました¹¹。

なお、通知・通達等の見直しについても、令和5年1月以降、アナログ規制の点検が実施され、約2,500条項全てについて、原則として、令和5年中を目途に見直しを進めることで合意がされています（工程表に基づく法令の見直しと合わせて見直すもの等を除く。）¹²。

¹⁰ 参考資料7：「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ（令和4年度3月見直し期限）」（令和5年5月30日）

¹¹ 参考資料8：「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ（令和5年度9月見直し期限）」（令和5年11月17日）

¹² 参考資料9：「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」（令和5年5月30日）

<参考：通知・通達等の見直しに向けた作業の現状について>

通知・通達等の見直しに向けた作業の現状について

本年1月以降、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施。
今後、約2,500条項全てについて、原則として、2023年中を目途に見直しを進めることで合意。
※工程表に基づく法令の見直し（2024年6月までを目途に見直しを実施）と合わせて見直すもの等を除く。

	通達の条項数 (点検対象)	合意済みの条項数 (※)	合意率
目視	621	621	100%
実地監査	87	87	100%
定期検査・点検	461	461	100%
常駐・専任	309	309	100%
対面講習	409	409	100%
書面掲示	347	347	100%
往訪閲覧・縦覧	302	302	100%
合計	2536	2536	100%

※見直し完了時期も含めて合意したものを「合意済み」とする。

出典：第7回デジタル臨時行政調査会（令和5年5月30日）資料1：アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題

さらに、デジタル庁では、アナログ規制の見直しに当たって、安全性や実効性の観点から技術検証が必要であるとされた規制のうち、省庁横断的な技術検証が可能な約500条項について、規制所管府省庁とも連携し、検証事業を進めています。

具体的には、規制の目的や規制対象となる対象物、行為等に基づいて想定される技術検証を14の類型に類型化した上で、規制所管府省庁等との調整が完了したものから順次、検証を実施する技術保有企業を公募により選定した上で、検証を実施しています。

今後、技術検証の結果については、デジタル庁ホームページ¹³等で順次公表されることとなっています。

なお、本事業においては、国の規制と類似した自治体のアナログ規制に関する検証も併せて実施しています。

¹³ [技術検証事業に関する取組 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp)

<参考：アナログ規制の見直しに係る技術検証の概要>

アナログ規制の見直しに係る技術検証の概要

- ✓ アナログ規制の見直しにあたって技術検証が必要であるとされた規制のうち、約500条項について規制の目的や規制対象となる対象物、行為等に基づいて想定される**技術検証を14の類型に類型化**
- ✓ **規制所管府省庁等との調整が完了したも**から順次、検証を実施する技術保有企業の公募を実施
- ✓ **国の規制と類似した自治体のアナログ規制に関する検証もあわせて実施**

技術検証案件

実証件名（類型）	府省庁名	条項数※
1.ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証	経産省	1
2.非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証	経産省	6
3.ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証	内閣府・総務省・経産省・国交省	34
4.センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証	経産省・国交省・環境省	57
5.IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証	経産省・国交省・大分県	13（2）
6.カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証	環境省・大分県	8（1）
7.ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証	経産省	36
8.カメラ、リモート監視システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証	農水省・経産省・大分県	11（1）
9.図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証	経産省・国交省	279
10.センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証	経産省・国交省	9
11.センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証	経産省	1
12.遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証	農水省	1
13.情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証	総務省	4
14.学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証	経産省	4
第1弾の募集類型（3, 6, 8, 13, 14）		合計 464（4）
第2弾の募集類型（1, 7, 9, 11, 12）		
第3弾の募集類型（2, 4, 5, 10）		

※2023年8月21日時点。各府省との調整により増減の可能性あり。
 ※「条項数」には一部告示・通知・通達等を含む。
 ※（ ）内は大分県関連の条項数で外数である

4. その他の取組

デジタル庁においては、国の法令等に基づくアナログ規制の点検・見直しのほか、デジタル原則を踏まえて、デジタル技術を活かした構造改革を実現するため、下記のような取組を行っています。

（1）テクノロジーマップ・技術カタログの整備

デジタル庁では、規制所管省庁や地方公共団体等が技術動向を踏まえて自律的にデジタル実装や規制の見直しを推進していけるよう、規制と技術の対応関係を整理・可視化したテクノロジーマップや、アナログ規制の見直しに活用できる製品・サービス情報を整理した技術カタログの整備に取り組んでいます。

テクノロジーマップについては、これまでの作業部会における企業・有識者等からのヒアリング、令和4年10月以降は「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」での議論などを通じ、テクノロジーマップの在り方についての検討が行われ、規制の目的・種類と活用可能なデジタル技術の対応関係を整理し、令和5年10月に初版が公表されました。

また、デジタル庁では、テクノロジーマップに紐づいた、個別具体的な製品やサービス情報を収載した、「技術カタログ」も整備・拡充しています。技術カタログに掲載する製品・サービス情報は、テクノロジーマップにおける規制の目的・種類等を踏まえ公募テーマ・機能要件等を設定し、順次公募を行い、掲載情報の充実に向けて取り組んでいます。

これらの技術情報はデジタル庁ウェブサイトにおいて公開しており、利用に当たっての参

考となるよう、関連資料も併せて掲載しています。テクノロジーマップの縦軸では、工程表の条項を元に、より詳細な分類を行っています。このため、7項目の規制類型とは直接紐づいたものとなっていませんが、テクノロジーマップの利用の際には、ウェブサイト上に「規制所管省庁等向けテクノロジーマップ利用の手引き」や、「テクノロジーマップ縦軸項目の解説」「マッピングした要素技術の解説」を合わせて提供していますので、こちらも参照してください¹⁴。

<参考：テクノロジーマップの概要>

テクノロジーマップ (パターン1 簡略版)			Input			Process			Output	
趣旨	判断・ 対応内容	管理対象 (例)	データ取得機能	セキュリティ・ トラスト機能	データ伝達 機能	判断機能			対応機能	
						認識機能	解析・予測機能	自律機能		
情報に基づき、安全性等を判断・維持する	自然・環境 の適格性	屋外環境、 都市ネットワーク 土地利用	カメラ、 各種センサ類等 無人航空機・ドローン オンライン会議、電子台帳	IOIO IOIO データ暗号化、 プライバシーテック (PETS) 本人認証、電子透かし、NFT	Bluetooth・無線LAN 衛星通信、5G クラウドストレージ	OCR 物体認識・物体検出AI 音声文字 変換	文章解析AI 点群データ解析、 デジタルツイン	経年劣化・故障予測AI 亀裂・異常検出AI	自動制御・モニタリング 生成AI (画像・動画・文章)	リアルタイムモニタリング 緊急通報 デジタルサイネージ、 スマートグラス、 オンライン証明書 遠隔制御
	人工物・製品、食品、 家畜等の適格性	土木構造物、 建築物、 モビリティ 設備・機器、 生活用品等 生活用品、 食品、家畜等								
	人の 適格性	人の行為・行動、身体の状態等 本人・身分の証明 能力 名称・登録等								
	組織・ 事業者の 適格性	能力 管理方針 管理・業務状況・記録								
情報を達成する	行政手続き、民間 サービス、教育に 係る情報伝達	申請・登録・届出内容 知識・技能等 通知・報告 公的記録・共有 契約、取引記録、決済等 地域計画	カメラ、 各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			

テクノロジーマップ (パターン2 簡略版)			Input			Process			Output	
趣旨	規制に基づく 業務類型	管理対象 (例)	データ取得機能	セキュリティ・ トラスト機能	データ伝達 機能	判断機能			対応機能	
						認識機能	解析・予測機能	自律機能		
情報に基づき、安全性等を判断・維持する	検査・点検・ 監査	屋外環境、 土地、天候 土木構造物	カメラ、 各種センサ類等 無人航空機・ドローン オンライン会議、電子台帳	IOIO IOIO データ暗号化、 プライバシーテック (PETS) 本人認証、電子透かし、NFT	Bluetooth・無線LAN 衛星通信、5G クラウドストレージ	OCR 物体認識・物体検出AI 音声文字 変換	文章解析AI 点群データ解析、 デジタルツイン	経年劣化・故障予測AI 亀裂・異常検出AI	自動制御・モニタリング 生成AI (画像・動画・文章)	リアルタイムモニタリング 緊急通報 デジタルサイネージ、 スマートグラス、 オンライン証明書 遠隔制御
		製品・食品、 器具・設備、 建築物等 家畜等								
		人 組織								
		建築物、エリア等 人 組織								
監視・見張り・ 監督		本人・身分証明書 資格・認定証明書	ドローン			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
診断・診察		知識・技能等	各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
身分・能力証明		本人・身分証明書 資格・認定証明書	各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
講習・教育		知識・技能等	各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
記録・保管		書面・情報等	各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
報告・申請・提出			各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
公示・掲示			各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
閲覧・交付			各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			
契約・取引・決済			各種センサ類			OCR 音声文字 変換	文章解析AI			

¹⁴ [テクノロジーマップ・技術カタログに関する取組 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp)

(2) 新規法令等のデジタル原則適合性等の確認プロセスの実施等

【デジタル法制審査の確認対象】

国では、新規の法令等においてデジタル化を妨げる規定が含まれていないかを確認します（デジタル法制審査）。デジタル原則への適合性の観点から特に以下の規定を対象に確認を行い、また、制度が運用される際の業務設計やシステム整備についての支援も行うこととしています。

- ・ 7項目のアナログ規制
- ・ FD等の記録媒体を指定する規制
- ・ 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定

【作業の効率化に向けた取組】

新規の法令等におけるアナログ規制の確認について、各府省において効率的に実施されるよう、アナログ規制に該当する複数の検索キーワードを機械的に一斉検索する機能を備えたツール（Excelマクロ）をデジタル庁から各府省へ提供しています。本ツールについては、「参考資料10¹⁵16」として添付しておりますので、各地方公共団体で条例等のアナログ規制を確認するときなどに、必要に応じて参考にしてください。

【法制事務のデジタル化に向けた取組】

このほか、国では、国家公務員の働き方改革やBPR、法令案の誤り防止等を推進するため、法令等を立案するプロセス全体のデジタル化に向けた取組を進めています。法制事務の作業プロセスの見直しや法令等の案文の作成を効率化するためのシステムの検討、インフラとしての法令データの整備、国民へのより分かりやすい提供・利活用の推進等に取り組んでいるところですので、デジタル庁デジタル法制ワーキンググループ¹⁷や旧法制事務のデジタル化検討チーム¹⁸の会議資料を参照していただき、条例案の策定などの参考にしてください。

<参考：デジタル法制審査の指針概要>

デジタル法制審査の指針案の概要

法制度

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認
- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（＝PHASE 1）が存在しないこと。
 - 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
 - ・ 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認。
 - ・ テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
 - ・ オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

業務設計、システム整備等の運用

- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認
- デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、デジタル庁政府DXチーム、ビジネスアーキテクトチーム等とも連携する仕組みを導入。

¹⁵ 参考資料10-1：アナログ規制点検ツールa版マニュアル_Ver1.0

¹⁶ 参考資料10-2：アナログ規制点検ツールa版_Ver1.0

¹⁷ デジタル関係制度改革検討会 デジタル法制ワーキンググループ | デジタル庁 (digital.go.jp)

¹⁸ デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム（廃止） | デジタル庁 (digital.go.jp)

第三章 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し

1. 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの必要性

今日、地方公共団体においても様々な規制や事務処理のルールが、基本的にアナログ的な手法を前提として定められていると考えられます。第二章で解説したように、国においては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるべく、規制のデジタル原則への適合性の点検を行い、見直しに取り組んでいます。地方公共団体においても同様に規制の点検・見直しに取り組まれることが望まれます。

国・地方が足並みをそろえ、全国でアナログ規制を見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、民間における設備投資の促進や行政コストの削減が一層進み、日本経済全体の成長に繋がると考えられるほか、規制そのものがデジタル技術を前提としたものになることで、地域における最新技術の導入・投資の加速化が期待されます。

デジタル技術により、現在、有人で対応されている様々な事務が無人化・自動化されれば、人口減少等により人手不足に悩む各種業界・現場の問題解消・生産性向上が果たされると考えられます。また、地方公共団体自身の業務にとっても、デジタルを活かした見直しが進むことにより、効率化と住民サービスの向上が期待されます。

以上のような観点を踏まえ、今般の国の取組を契機として、地方公共団体においても積極的・自発的に規制の点検・見直しを進めることが重要と考えられます。なお、総務省において令和5年12月22日に公表された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.2版】」¹⁹においても、この旨、記載されています。

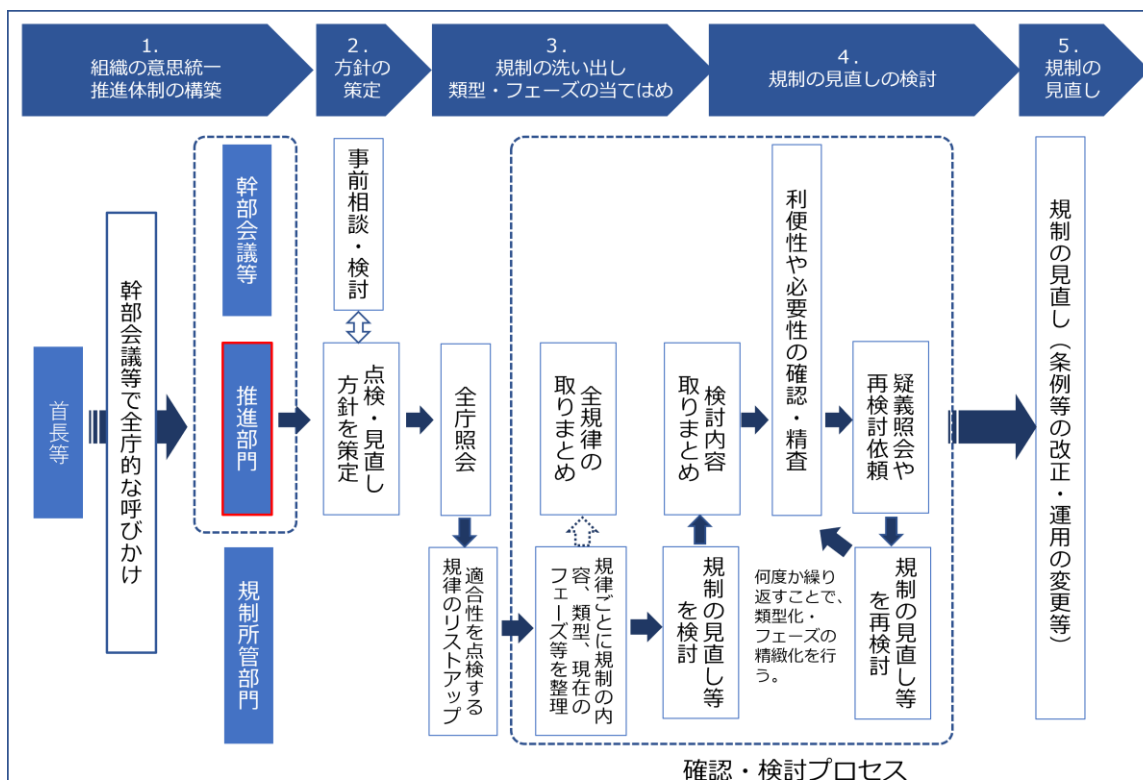
2. 規制の点検・見直しの手順例

各団体において、条例等についてデジタル原則への適合性の点検・見直しをする際の参考としていただくため、第二章で解説した国の取組の考え方、手法等をベースにし、地方公共団体における規制の点検・見直し手順例を「Step 1」～「Step 5」として以下のプロセス（1）～（5）のとおり、整理しました。

ただし、本マニュアルで示す点検・見直しの手順は一例に過ぎません。地方公共団体ごとに、その規模や組織の特性は様々であることから、実際の企画立案に当たっては、各団体の実情を踏まえて、必要な修正を行いつつ、活用してください。

¹⁹ [総務省 | 自治体DXの推進 \(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp)

<参考：デジタル原則への適合性の点検・見直しプロセスのイメージ>



(1) 組織の意思統一・推進体制の構築 (Step 1)

① 組織の意思統一

条例等の横断的な点検・見直しは、検討に手間を要します。また、長年馴染んできた業務ルールの変更には、庁内から不安や反発の声が上がることも予想されます。

規制の点検・見直しを円滑に進めるためには、首長等の幹部がリーダーシップを発揮し、庁内への呼び掛け等を行うことにより、各部署が点検・見直しの目的や意義を理解して、前向きに取り組む機運を醸成することが重要です。

具体的には、後述する推進体制の構築に当たり、首長等をトップとする会議体の設置、当該団体内や他団体の先進事例の共有、首長からの直接の呼び掛け等を通じて、庁内に規制の点検・見直しの重要性を浸透させることが考えられます。

② 推進部門の指定

首長等の幹部の指揮の下、取組の中心となって、規制の点検・見直し方針や基準の策定、規制を所管する各部署への検討依頼、取りまとめ等を行う推進部門を指定します。

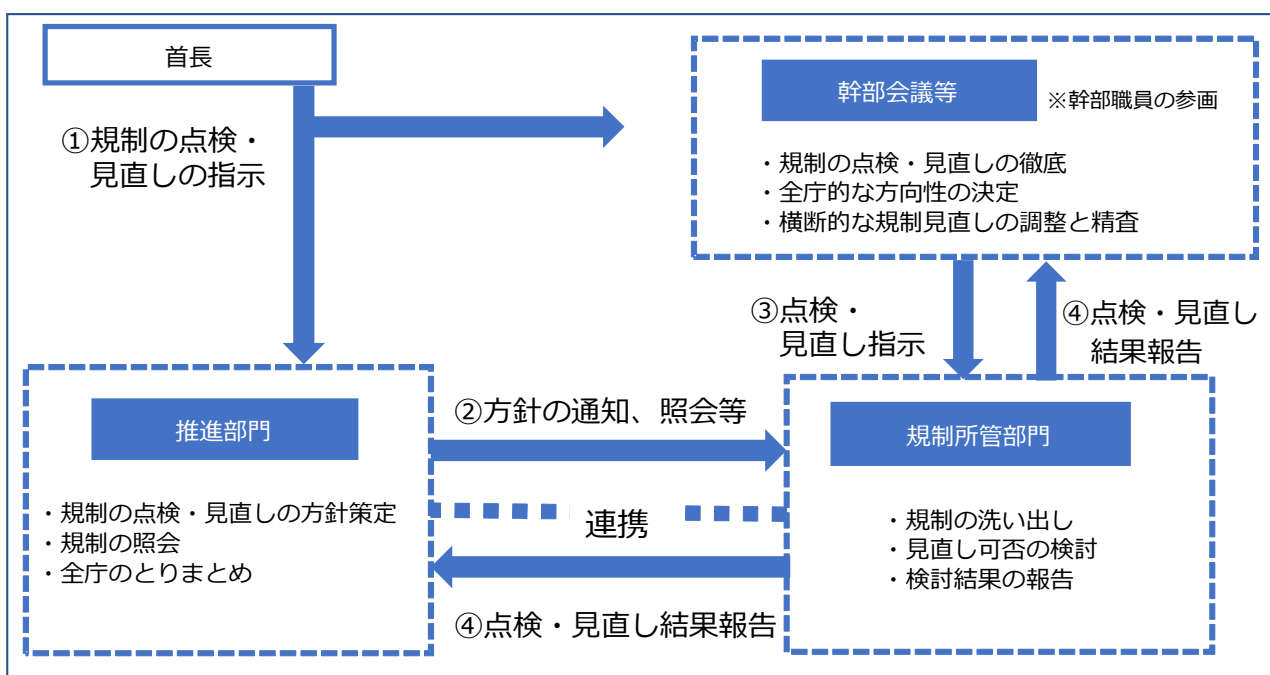
推進部門としては、既存の総務部門や行政改革部門、情報政策部門などを指定することが考えられるほか、新たな部署を新設することも考えられます。いずれにしても、地方公共団体の規模や組織の特性、各団体のDX推進計画等を踏まえ、庁内全体の取りまとめや、国・都道府県その他関係機関との調整を行う「庁内全体の推進部門」を明確に位置付け、アナログ規制の点検・見直しを含むデジタル改革を強力に推進する役割を果たせるようにする必要があります。

③ 全庁的な協力体制の構築

また、推進部門が点検・見直し方針や基準を策定する際に、具体の規制を所管する各部署から専門的な見地からの協力が得られるよう、必要に応じて幹部会議等を推進体制の中に位置付ける等、全庁的な協力体制を構築することが考えられます。

なお、アナログ規制の点検・見直しは、全庁的な対応が求められる取組であるため、その円滑な実施には、①でも述べたように首長や幹部のリーダーシップが不可欠と考えられますので、まずは規制の見直しの意義や必要性について首長や幹部の理解を十分に得ておくことが必要です。

<参考：地方公共団体における推進体制構築のイメージ>



※上記のほか、情報システムを連携している金融機関などがある場合には、当該外部関係機関との連携・調整が必要となることがある。

〔column〕 推進体制の構築事例

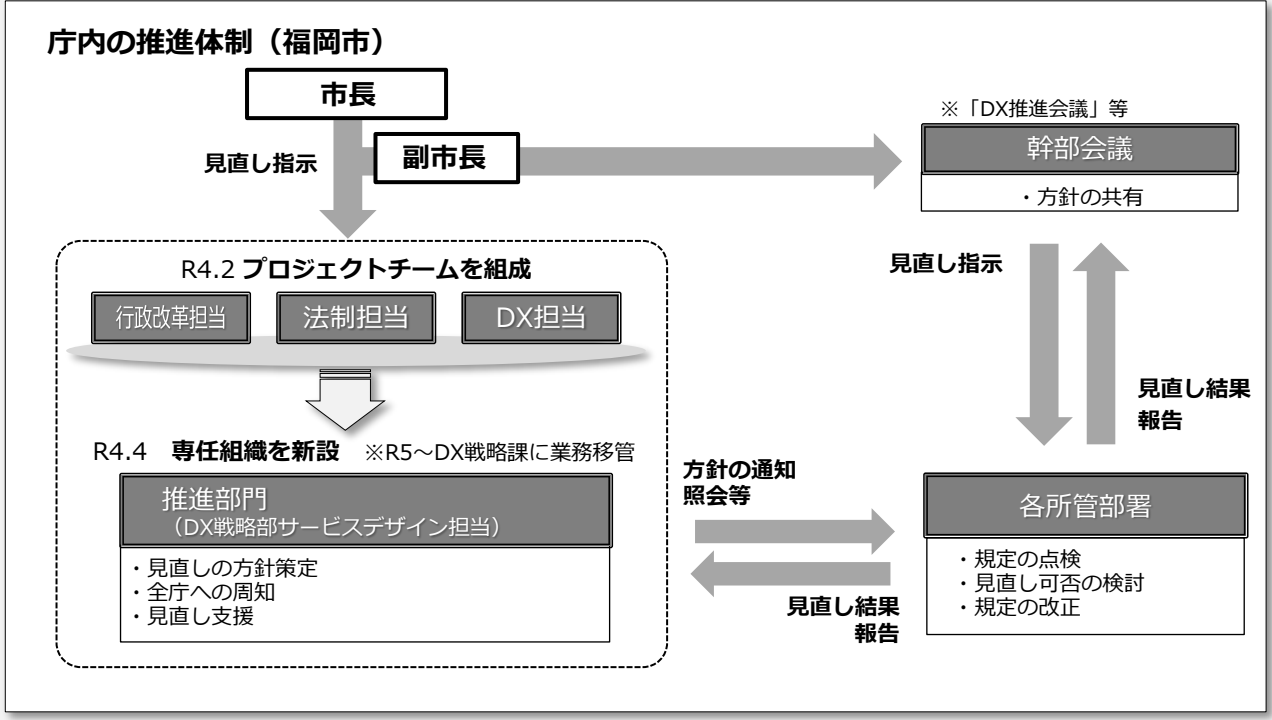
～CASE 福岡市（福岡県）～

福岡市では、国の取組を参考に、令和4年2月よりデジタル原則に照らした条例等の規定の点検・見直しを全庁横断的に実施しています。

点検・見直しに当たっては、総務部門（総務企画局）内に行政改革担当、法制担当、DX担当の3ラインから構成されるプロジェクトチームを設置し、さらに、同年4月には市民目線に立ってルールの見直しを推進するための専任組織を新設しました（総務企画局DX戦略部サービスデザイン担当）。

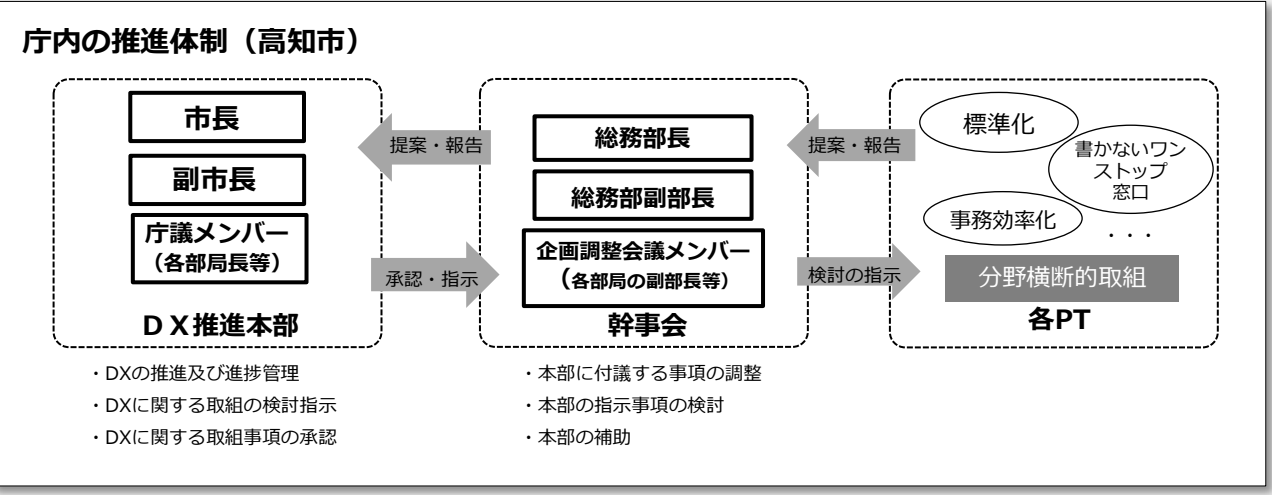
また、同年5月には、アナログ規制に該当する条例等の規定の見直しに関する基本的な方針・考え方を策定し、総務企画局長名で全庁に通知するとともに、「DX推進会議」（局長級会合）において、副市长から各局長へ規制の見直しを積極的に進めるよう指示しました。

このような体制整備と方針の策定、トップダウンの指示によって、同年6月には10本の条例改正が行われる等、スピード感をもって規制の点検・見直しが進められています。



～CASE 高知市（高知県）～

高知市では、業務のDXを全庁・横断的かつ戦略的に推進するために、市長を本部長とする「DX推進本部」が設置され、DXの推進やDXに関する取組の検討指示等を担っています。具体的な取組については、「システム標準化」「書かないワンストップ窓口（住民サービスの向上）」といったテーマごとに横断的なプロジェクトチーム（PT）を必要に応じて設置し、企画立案及び推進を行うこととしています。

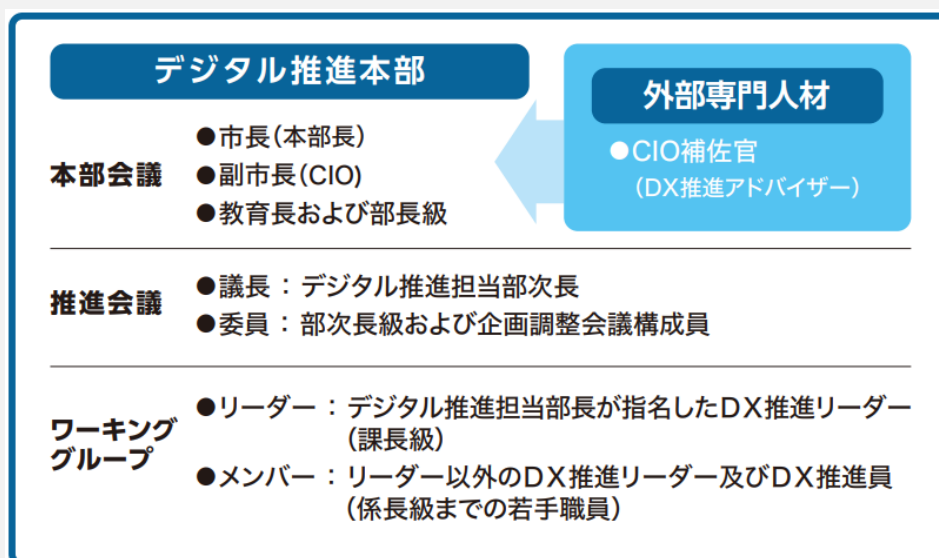


なお、福岡市においては、情報政策担当部門とは別に、企画部門内に推進部門を設置しており、高知市においては、行政改革推進課及び情報政策課において推進部門を担っています。アナログ規制の点検・見直しは、システム整備等には留まらない、地方公共団体の例規改正や業務改革に及ぶ取組であるため、各団体の実情を踏まえた上で、庁内全体の舵取りを担うことができる部署を推進部門とすることが適当と考えられます。

～CASE 南相馬市（福島県）～

南相馬市では、アナログ規制の点検・見直しに当たり、庁内幹部を含めた推進体制に加え、外部専門人材を活用することで、効果的・効率的な点検・見直し作業を行っています。具体的には、外部専門人材として、CIO補佐官（DX推進アドバイザー）を任用し、アナログ規制の点検作業や具体的な見直し方針等に関して助言等を受けながら、取組を進めています。特に南相馬市における特徴として、CIO補佐官の助言により、アナログ規制7項目について網羅的に洗い出し作業を行うのではなく、土木分野や農業分野等のデジタル化に向けた課題を有している分野や事務について重点的に点検・見直し作業を行うことで、具体的な課題解決につながる規制の見直しに取り組んでいます（課題起点でのアナログ規制の点検・見直し）。また、CIO補佐官が規制所管部門の担当者向けの研修会を開催することで、庁内の機運醸成を図っているほか、市長や庁内幹部とも密にコミュニケーションを行うことで、組織全体での意識改革・取組推進にも寄与しています。このように、全庁的な取組が必要となるアナログ規制の点検・見直し作業に当たっては、外部専門人材の活用が効果的であるほか、専門職員の配置・活用を行うことで、より効果的・統一的な点検・洗い出し作業が可能になると考えられます。

<庁内の推進体制（南相馬市）>



〔column〕 都道府県と市区町村の協力

アナログ規制の見直しを円滑に実施するに当たっては、都道府県と市区町村の協力が重要です。市区町村の業務は、国が定めた運用に沿って行われるものだけでなく、都道府県が定めた運用に沿って行われるものも多くあり、このような業務の見直しについては、都道府県との連携が欠かせません。

そのため、都道府県において規制の見直しを実施するに当たり、市区町村の業務に影響が及ぶことが想定される場合には、あらかじめ見直しの方向性や実施時期等について、市区町村に対し情報提供すべきと考えられます。また、市区町村において規制の見直しを実施するに当たり、都道府県における検討が必要なものがある場合や、市区町村における当該事務と都道府県における事務が密接に関連する場合などでは、都道府県に対し当該規制の見直しについて照会・確認を行い、連携して検討を求める等のやりとりを重ねることが重要と考えられます。

(例) 都道府県が事業者等に対して補助金を交付し、当該補助事業の管理・検査を市区町村が所管するような制度に関し、市区町村が実施する補助事業の「検査」について規制の見直しを行いデジタル技術を活用しようとする場合、当該検査の実施後に都道府県が行う「監査」において、デジタル技術によって行われた市区町村の検査内容が許容されるかが問題となるため、市区町村において見直しを検討する際には、都道府県への事前の相談・連携が重要となる。

また、都道府県においては、上記のような規制の見直しに関して、域内の市町村からの相談を受けつつ、見直し方針等の検討について、主導的な役割を果たすことが求められるほか、規制の見直しに有益な技術やシステム、調達等に関する情報提供など、人的・技術的な支援を域内の市区町村に行うことが望まれます。

なお、総務省の定める「自治体DX全体手順書【第2.2版】」（令和5年12月22日）においても、都道府県に期待される役割として、積極的な市区町村の支援が位置付けられおり、市町村DX支援業務を包括的に民間事業者に外部委託し、実施している大阪府の事例や、県・市町一体のデータ利活用や人材のシェアリングを進めている愛媛県の事例が紹介されています。

(2) 点検・見直し方針の策定 (Step 2)

国の法令等に基づくアナログ規制の点検・見直しを踏まえ、推進部門が規制所管部門の意見も踏まえながら、規制の点検・見直し方針（一括見直しプランに相当するもの）を策定します。方針の内容としては、次のような項目が考えられます。

なお、参考資料11において、規制の点検・見直し方針の策定例として、福島県の事例²⁰を掲載しておりますので参照ください。

<規制の点検・見直し方針の内容例>

- 規制の点検・見直しの目的、推進体制
- デジタル原則への適合性を点検する条例等の範囲
- 点検・見直しを行うアナログ規制（※1）
- 見直しに向けた類型化とフェーズの基準案（※2）
- 点検・見直しのスケジュール（※3）
- 推進部門と規制所管部門との検討・確認の方法 等

※1：国においては、7項目及びFD等に係る規制について点検・見直しを行いました。が、団体の実情に応じて、その一部のみ先行的・試行的に点検・見直しを行うことや7項目等以外の書面規制や対面規制等も含めて点検・見直しを行うことも考えられます。

※2：国の点検・見直し作業における類型化・フェーズの基準等については、参考資料3及び参考資料12²¹を参照ください。

※3：国においては、アナログ規制の見直しについて令和6年6月までを目途に実施することとしています。なお、地方公共団体における取組は、あくまで各団体が自主的に判断し、実施するものですので、国として期限や目標について規定していることはありません。

²⁰ [参考資料11：規制の点検・見直し方針の策定例（令和5年6月福島県「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」）](#)

²¹ [参考資料12：「国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針」（令和5年12月）](#)

〔column〕モデル自治体における点検・洗い出し結果

モデル調査において、モデル自治体（13団体）の条例等約1,900を対象にアナログ規制の点検・洗い出し作業を行ったところ、約4,000条項がアナログ規制に該当するという結果となりました。

これらを規制区分ごとに見ると、「目視規制」が最も多く、全体の35%以上を占めています。目視規制は、特に、消防・防災分野（64.2%）、土木・インフラ分野（49.1%）、子育て分野（43.2%）において、該当するものが多くなっています。また、常駐・専任規制が次に多く、目視規制と合わせると全体の5割以上を占める結果となっています。

上記結果については、モデル自治体における洗い出し結果であるため、あくまで参考情報とはなりますが、人的・時間的制約などから一定の優先度を付けて点検・見直しを行わざるを得ない場合、こうした結果も参考にしつつ、重点的・効率的にアナログ規制の見直しに取り組むことも考えられます。

なお、モデル調査において洗い出された規制の一覧については、[参考資料13](#)²²にまとめていますので、各団体において点検・見直し作業を行う際の参考としてください。当該一覧には、モデル調査においてアナログ規制と判断された条項の名称や規制区分、根拠規定などのほか、事務局において整理した各規制に対する運用見直し案も併記していますので、併せて参照ください。

※モデル調査においては、7項目及びFD等に係る規制に加え、「書面規制」についても対象としています。

※モデル調査における上記のアナログ規制総数・規制区分ごと規制数等については、調査報告書の取りまとめ（令和5年11月30日）時点でのものであり、最終的な対象規制総数等については、[参考資料13](#)を参照ください。

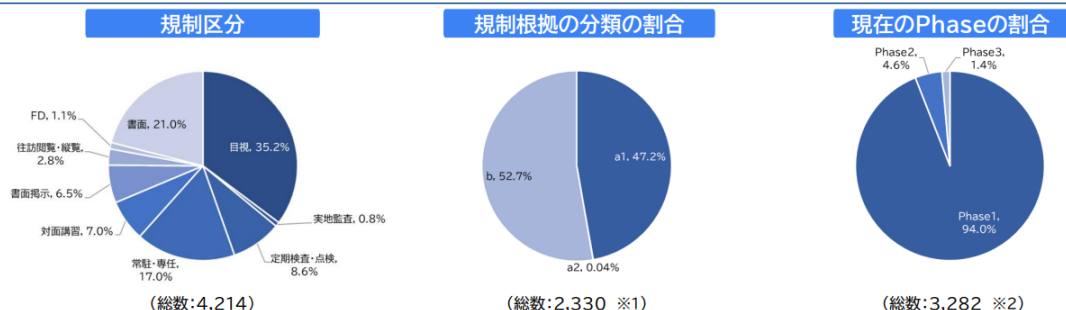
＜モデル調査報告書（概要版）（抜粋）^{23 24}＞

MRI

5.モデル自治体におけるアナログ規制の点検・洗い出し結果

点検・洗い出し結果の概要

- モデル自治体における条例等1,898を対象に点検・洗い出し作業を行った結果、計4,214の条項がアナログ規制に該当した。最も多かった規制は「目視規制」であり、全体の35%以上を占めた。特に、消防・防災分野(65.0%)、土木・インフラ分野(43.1%)、子育て分野(41.3%)で多かった。なお、国の点検・見直しにおいても目視規制が最多であり(9,669条項のうち2,927条項(30.3%))、同様の結果。
- モデル自治体における規制根拠はa規制、b規制^(※)がおおよそ半々であり、道県についてはa規制(72.3%)が多く、市町村についてはb規制(81.7%)が多かった。^(※)a規制:国の法令等に基づいて定められている規律、b規制:自団体の条例等に基づいて定めている規律
- 上記傾向を踏まえると、人的・時間的制約などから一定の優先度を付けて点検・見直しを行う場合、上記の3分野において目視規制の見直しに取り組むことで、重点的・効率的なアナログ規制の見直しにつながると思われる。また、目視規制に加えて常駐・専任規制、書面規制を見直すことで、各団体における条例等のうち、約7割のアナログ規制の見直しにつながる可能性があることが、本調査の結果から示唆された。(アナログ規制の総数のうち目視規制、常駐・専任規制、書面規制が占める割合:道県70.4%、市75.3%)



※1 アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文の総数

※2 書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視-往訪問覧・縦覧規制に係る条文の総数。なお、規制根拠・Phaseの分類については現在精査中。

²² [参考資料13：モデル自治体におけるアナログ規制該当条項リスト](#)

²³ [参考資料14：「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書（概要版）」](#)

²⁴ [参考資料15：「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書」](#)

(3) 規制の洗い出しと類型・フェーズの当てはめ (Step 3)

推進部門は、点検・見直しの対象となる条項・規制を網羅的に洗い出すため、アナログ規制の洗い出し・整理に必要となる事項（規制の区分、根拠規定、規制根拠の分類、類型・フェーズ等）を把握するための照会様式を作成し、規制所管部門に対して照会を行います。

規制の洗い出しに当たっては、各規制区分の定義を明確にした上で、キーワード検索等を用いて対象となる文言を条例等から抽出する等の方法が考えられます。各規制所管部門における抽出のばらつきや漏れを防ぐため、必要に応じてあらかじめ推進部門において例規システムからアナログ規制に該当する可能性のある条例等をリストアップしておき、その上で、規制所管部門に照会するといった手順をとることも考えられます²⁵。

その後、推進部門からの照会を受けた規制所管部門は、規制の点検・見直し方針を踏まえ、所管する条例等の洗い出し作業を行うとともに、規制の内容、類型、現在のフェーズ等の必要事項を記入し、推進部門に提出します。

なお、国における規制の洗い出しや類型・フェーズの考え方については、「[参考資料 3：国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について](#)」、「[参考資料12：国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針](#)」において整理していますので、参考にしてください。

規制所管部門にとっては、所管する規制について、全体的に見直しを行う初めての取組となることも考えられますので、混乱や手戻りが生じないように、推進部門は、規制所管部門への照会に先立ち、あらかじめ、取組の趣旨や目的、作業依頼の内容等について、庁内で説明会を開催する等、丁寧に説明を行いながら取組を進めることが重要です。

〔column〕 規制所管部門への照会事例

～CASE～ 長野県

長野県では、アナログ規制の点検・見直しについて全庁的に取組を推進するため、行政改革担当課・法規担当課・DX推進担当課等が連携しながら推進部門として庁内の取りまとめ等を行っています。

具体的には、まず、全部局の担当者を対象に説明会を開催し、国での取組内容や全庁的な取組の意義、今後の具体的な作業内容等について説明を行うことで、規制所管部門の協力を仰ぐとともに、庁内全体でアナログ規制の点検・見直しに取り組んでいく機運の醸成を図りました。

その上で、推進部門において本マニュアルや先行団体での様式等を参考に照会様式を作成し、規制所管部門に対し全庁的な照会を実施しました。その際、推進部門において事前に例規システムを用いてキーワード検索を行い、その結果抽出された条項をまとめたリストを作成し、規制所管部門に共有することで、規制所管部門の作業負担の軽減及び庁内での統一的な洗い出し作業を実施しています。

また、洗い出しの状況や今後の見直し方針等については、各所管部門の筆頭課長が構成員となっている行政経営推進会議において随時共有・報告を行うことで、推進部門が中心となり、全庁的な点検・見直し作業を進めています。

²⁵ [23ページ](#)に記載のとおり、新規の法令等におけるアナログ規制の確認について、各府省において効率的に実施されるよう、アナログ規制に該当する複数の検索ワードを機械的に一斉検索する機能を備えたツール（Excelマクロ）をデジタル庁から各府省へ提供しています。本ツールについては、「参考資料10」として添付しておりますので、各地方公共団体で条例等のアナログ規制を確認するときなどに、必要に応じて活用ください

<参考：規制の点検・見直しに係る照会様式例（抜粋）>

（照会様式例は、参考資料16²⁶に掲載しています。）

No.	規制の洗い出し					類型・フェーズ			
	所管課 ①	規制区分 ②	条例等名 ／様式名	条文／ 規定内容 ③	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等 ④	規制根拠 の分類 ⑤	類型	Phase
1	〇〇部〇〇課	目視規制	〇〇市空家等の適切な管理に関する条例	(立入調査等) 第5条 3 市長は、次条から第8条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所の敷地部分に立ち入って目視その他の軽易な調査をさせることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規程	類型 2	1①
2	〇〇部〇〇課	常駐専任規制	〇〇市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則	別表 3 1 一般的事項 (2) 事故安全防止対策 ア 安全対策 (ア) 作業時間中は、現場責任者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。	〇〇市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	第15条第2項	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規程	類型 1	1
3	〇〇部〇〇課	定期検査・点検	〇〇市市用自動車管理規則	(定期点検整備) 第18条 自動車管理事務所長は、法第48条第1項の規定により定期点検を行わなければならない。この場合において、同項第3号に掲げる自動車の定期点検については、6月ごとに行うものとする。 2 自動車管理事務所長は、前項の点検の結果に基づき、法第46条に規定する保安基準に適合させるために必要な整備を行わなければならない。	道路運送車両法	第48条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規程	類型 2	1①

① 入力者の情報

記入者の情報（所管課、担当者、連絡先等）を入力します。

② 規制区分

目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制、FDといった7項目等の区分を入力します。

この区分は対象の条例等がどのアナログ規制に該当するか整理するためのものです。

③ 条例等名／様式名等

洗い出しを行った「条例等名／様式名」のほか、「条項／掲載場所」「条文／規定内容」等を入力します。ここで条文や規定内容まで洗い出しを行っておくことで、具体的な規制の内容を把握しやすくなります。

④ 根拠規定

規制を定めている具体的な根拠規定（「根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名」及び「当該条項等」）を記入します。

例) 〇〇法 第〇条第〇項
当該条例又は〇〇条例 第〇条第〇項、
なし（運用ルール等）

²⁶ 参考資料16：規制の点検・見直しに係る照会様式例

⑤ 規制根拠の分類

規制の制定根拠を分析し、以下の分類を行うことで、国等における規制の見直しを踏まえ、た上で対応する規制と、地方公共団体が自らの判断で主体的に見直しを進められる規制とを振り分け、当該団体において、優先的に見直しに着手すべき規制や見直しに当たって参照すべき規制を明らかにします。

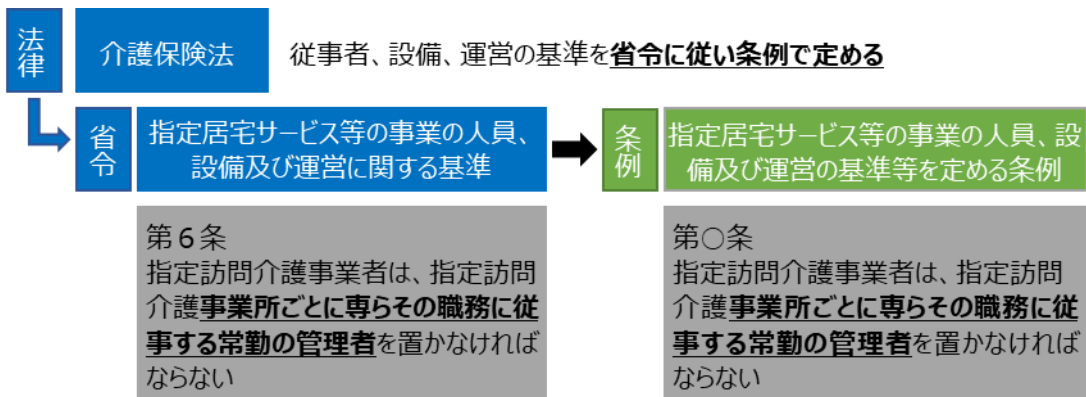
分類	
(a)	国の法令等に基づいて定めている規制 (市区町村の場合は都道府県の条例等に基づくものを含む)
(b)	自団体の条例等に基づいて定めている規制
(c)	国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制

【(a) 国の法令等に基づいて定めている規制】

「国の法令等に基づいて定めている規制」とは、法令等において定められる基準等に従って定められている条例等が該当します。

また、市区町村の場合においては、国の法令等だけでなく、都道府県の条例等で定められる基準等に従って定められている条例等についても (a) に分類します。

【例】訪問介護など指定居宅サービス事業所の管理者の常駐・専任規制



【(b) 自団体の条例等に基づいて定めている規制】

「自団体の条例等に基づいて定めている規制」とは、自団体で独自に定めた条例及び規則等に基づく規制が該当します。

なお、国の法令等を根拠として定められた条例等であっても、当該国の法令等において、条例等で定める規制の内容については特段規定・制限しておらず、当該地方公共団体が独自に規制を定めているものについては、当該団体が自らその見直し内容等を検討することとなるため、(b) に分類します。

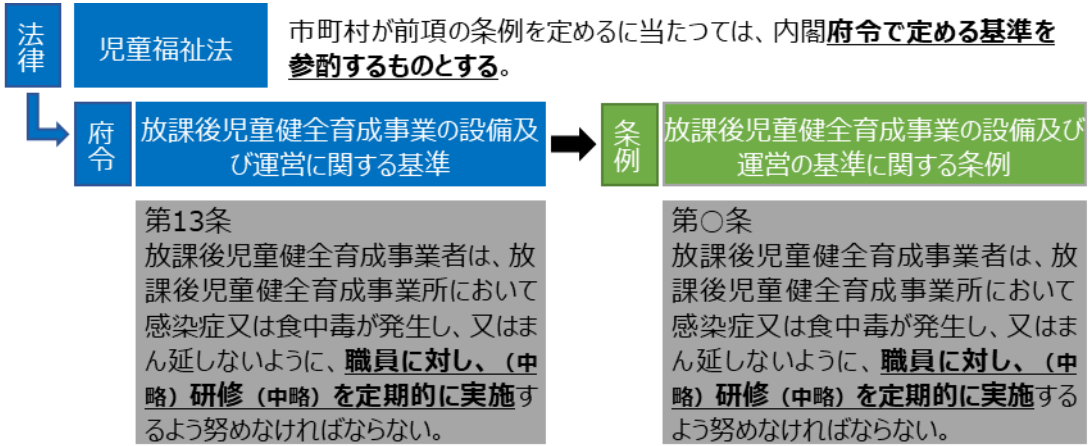
【(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制】

「国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制」とは、例えば、国が法令等で定めるいわゆる「参酌すべき基準」を根拠とする規制や、各府省庁が通知・通達等で発出する「技術的助言」を根拠とする規制については、基本的には法令等の範囲内で

あれば各団体の判断で見直すことができる一方で、根拠となる国が示す基準や解釈等を参照することが求められるため、こうした規制については、(a)(b)とは異なる(c)に該当するものとして整理することが適当と考えられます。

※(c)については、モデル調査を踏まえ、本マニュアル第2.0版にて分類を追加したものを。

(例) 放課後児童健全育成事業所における対面講習規制



<参考：規制区分別の洗い出し方法及び結果の例>

以下、国における点検・見直し作業及びモデル調査の結果を踏まえ、例規システム等からキーワード検索を行う場合の規制区分ごとのキーワードの例や洗い出し結果の例を示します。なお、以下の検索キーワードはあくまで例示であり、当該キーワードに該当しない規制についてもデジタル原則の観点から、点検を行うことが重要です。

※以下、国における点検・見直し作業を踏まえ適切だと思われる検索キーワードを挙げているほか、**青字**はモデル調査の知見等を踏まえ第2.0版においてその他適切な検索キーワード例として追加したものを。

※「洗い出し結果参考例」は、あくまで検索キーワードを基に例示として示しているものであり、また、類型・Phaseは、条文から読み取れる範囲でデジタル庁の整理を当てはめたもの。

① 目視規制

検索キーワードの例（目視規制）	
・目視 and（検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 ）	
・実地 and（検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会 ）	
・現地 and（検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会 ）	
・訪問 and（検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会 ）	
・立ち入り and（検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 ）	
・巡視	・見張
※ 上記のほかに想定されるキーワードの例は、「 参考資料15：地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書 」92ページ（目視規制）を参照	

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・条文上、人が現地に赴いて、目で見て確認等することを規定している条項
 - ・条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明（不明瞭）な条項（解釈上許容されていないものを含む）
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、人が実地で確認・調査等することを義務付けるものは対象となる。

「目視規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市空家等の適切な管理に関する条例	（立入 調査 等） 第5条 3 市長は、次条から第8条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所の敷地部分に 立ち入 って 目視 その他の軽易な 調査 をさせることができる。	当該例規	(b)	2	1②
X市職員安全衛生規則	（安全管理者の職務） 第10条 安全管理者は、労働安全衛生規則第6条第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 定期的に、又は必要に応じ、職場を 巡視 して作業の状況を 点検 し、安全に関する適切な指導及び監督を行なうこと。	労働安全衛生規則第6条第1項	(b)	1-3	1①

② 実地監査規制

検索キーワードの例（実地監査規制）
・ 監査（and 実地等（※）） ※「実地」「現地」「現場」など

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・ 条文上、実地にて監査することを規定している条項
 - ・ 条文上、「監査する」との規定のみで実地以外の監査を認めているか不明（不明瞭）な条項
- 国においては、and検索により法令等の洗い出し作業を行った一方で、「監査」のみの場合であっても、実態として実地にて監査することを求めているものも点検対象として見直しを実施している。地方公共団体においても、「監査」のみで検索し、実地以外の監査を認めているか否かが条文上不明（不明瞭）なものも点検・見直し対象として検討することが考えられる。

「実地監査規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令 ・ 条例等	規制根拠 の分類	類型	Phase
X市家庭的保育事業等指導監査実施要綱	(一般指導監査) 第6条 市長は、X市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)に定める基準(以下「基準」という。)を遵守しているかどうかについて、実施計画に基づき、年1回以上実地により一般指導監査を行うものとする。	児童福祉法第34条の17 児童福祉法施行令第35条の4	(a)	1	1①
X市社会福祉法人指導監査実施要綱	(指導監査の種類) 第5条 指導監査の実施区分は、一般指導監査および特別指導監査とし、いずれも実地において行うものとする。	社会福祉法第56条第1項	(a)	1	1①

③ 定期検査・点検規制

検索キーワードの例（定期検査・点検規制）	
・ 定期 and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
・ 期間ごと（※） ※「●日ごと（毎）」「●月ごと（毎）」などのキーワードを含む。 and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
・（年●回 or 年に●回） and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
・（月●回 or 月に●回） and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
・（週●回 or 週に●回） and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
・（日●回 or 日に●回） and（検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング）	
※ 上記のほか想定されるキーワードの例は、 「参考資料15：地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書」 94ページ（定期検査・点検規制）を参照	

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・ 定期の検査等を要件としている条項
 - ・ 定期の実施を要件としている検査等の周期や対象、手法等を定める条項
 - ・ 定期の実施を要件としている検査等に関連する手続や作業等を定める条項 等
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、一定の頻度で検査等を行うことを求めるものは対象となる。

「定期検査・点検規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市監査委員に関する条例	(例月出納検査) 第6条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎月25日にこれを行うものとする。ただし、休日その他やむを得ない事情があるときは、これを変更することができる。	地方自治法第235条の2第1項	(a)	1	1②

④ 常駐・専任規制

検索キーワードの例（常駐・専任規制）		
・常駐	・常時	・配置
・実地	・現地	・その場で
・駐在	・在所	・置かなければならない
・専任	・専ら	・常勤
・選任	・選任しなければならない	・専属
・兼務	・兼任	
・ごとに and （選任 or 置くor 配置）		
※ 上記のほか想定されるキーワードの例は、「 参考資料15：地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書 」95ページ（常駐・専任規制）を参照		

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・常駐又は専任を求めている条項
 - ※ 「選任」には、取締役の選任など、単に役職を指定するもの等も含まれるが、点検の対象となるのは、常駐又は専任を求めているものに限る。
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、常駐又は専任を求めているものは対象となる。

「常駐・専任規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則	1 一般的事項 (2) 事故安全防止対策 ア 安全対策 (ア) 作業時間中は、現場責任者を 常駐 させ、事故及び災害の防止に努めること。	X市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第2項	(b)	1	1
X市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	(営業所の設置等) 第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに 専任 の浄化槽管理士を 置かなければならない 。 2 浄化槽保守点検業者は、前項の浄化槽管理士の資質の向上のため、当該浄化槽管理士が研修を受講する機会を確保しなければならない。 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。 4 浄化槽保守点検業者は、第1項又は第3項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。	浄化槽法第48条第2項第3号	(b)	2	1

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・ 条例等	規制根拠 の分類	類型	Phase
X市交通局自動車 運行管理規程	(運行管理者及び補助者の勤務時間等) 第5条 運行管理者及び補助者の勤務時間 は、X市交通局職員就業規程(昭和51年 交通局規程第5号。以下「就業規程」と いう。)によるものとし、車両の運行中 は必ず運行管理者又は補助者が事業所に 常駐しなければならない。	当該例規	(b)	1	1

⑤ 対面講習規制

検索キーワードの例（対面講習規制）		
・講習	・研修	・講座

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・ 条例等で資格等の取得や更新等のために講習会等の受講を求めている条項
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、条例等で資格等の取得や更新等のために受講することを求めているものは対象となる。

「対面講習規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令 ・ 条例等	規制根拠 の分類	類型	Phase
X 県屋外広告物条例施行規則	<p>(講習会の受講手続)</p> <p>第 21 条 講習会において講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第 17 号様式)を知事に提出しなければならない。</p>	当該例規	(b)	1	1②
X 県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱	<p>(講習会)</p> <p>第 5 条 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する講習会は、知事が業務委託して行う。</p> <p>2 講習会の主催者は、講習を修了した者に対し、講習修了者台帳に登載のうえ、受講修了証を交付する。</p>	当該例規	(b)	1	1③
X 市手話通訳者養成講習運営規則	<p>(受講の申請等)</p> <p>第 3 条 養成講習を受講しようとする者は、手話通訳者養成講習受講申込書(様式第 1 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請をした者が定員を超えるときは、抽選により養成講習を受講することができる者(以下「受講者」という。)を決定し、手話通訳者養成講習受講承認通知書(様式第 2 号)又は手話通訳者養成講習受講不承認通知書(様式第 3 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。</p>	当該例規	(b)	1	1②

⑥ 書面掲示規制

検索キーワードの例（書面掲示規制）	
・ 掲示	・ 掲げ（※）
※「次に掲げ」「以下に掲げ」などを除外条件とすることで、当該法令等における形式的な表現を指しているものを除外	

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・ 特定の場所（※）に掲示することを要件とする条項
 - ※「掲示場」や「掲示板」、「見やすい場所」などが想定される。
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、特定の場所に掲示することを要件としているものは対象となる。

「書面掲示規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市公告式条例	第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、X市公報(以下「市公報」という。)に登載して行う。ただし、天災事変等により市公報に登載して公布することができないときは、市役所並びに区役所及びその出張所の 掲示 場に 掲示 して市公報の登載に代えることができる。	当該例規	(b)	2	1①
X市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	(標識の 掲示) 第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を 掲げ なければならない。	当該例規	(b)	2	1②
X市観光関連事業継続応援金交付要綱	(交付対象者) 第4条 応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に努めており、A県が実施する新型コロナ対策推進宣言の店として宣言書を店内若しくは店頭で 掲示 していること又は信州の安心なお店の認証を受けていること。	当該例規	(b)	2	1②

⑦ 往訪閲覧・縦覧規制

検索キーワードの例（往訪閲覧・縦覧規制）		
・ 閲覧	・ 縦覧	・ 提示（※）
※ 「and ●●証」を除外条件とすることで、「身分証等の証明書の提示」に該当するものを除外		

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・ 公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、公的情報を閲覧・縦覧させる際に公的機関等への往訪を求めているものは対象となる。

「往訪閲覧・縦覧規制」の洗い出し結果参考例

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市特定非営利活動促進法施行条例施行規則	(公衆の縦覧) 第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公衆の縦覧は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。	特定非営利活動促進法第10条第2項(準用を含む)	(a)	4	1①
X市特定非営利活動促進法施行条例施行規則	(電子縦覧) 第4条 前条の規定による縦覧のほか、市長は、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類の全部又は一部について、インターネットを利用して縦覧に供することができる。	特定非営利活動促進法施行規則第1条	(a)	4	2②

⑧ FD等の記録媒体を指定する規制

検索キーワードの例（FD等の記録媒体を指定する規制）	
・磁気ディスク	・光ディスク
・光磁気ディスク	・フレキシブルディスク（フロッピーディスク、FD）
・磁気テープ	・シーディー・ロム（CD-ROM、シー・ディーなど）
※上記は法令において用例のあるキーワードを例示したものであるため、各地方公共団体における条例等の用例に応じ、適宜、キーワードを追加（例：DVD、マイクロフィルム、USBなど）	

- 検索した条項のうち、次に該当すると考えられる条項をリスト化
 - ・個別（特定）の記録媒体の使用を定めている条項
- 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、個別（特定）の記録媒体の使用を定めているものは対象となる。

「FD等の記録媒体を指定する規制」の洗い出し結果参考例

※FD等規制については、類型・Phaseの当てはめは不要

条例等名／様式名	条文／規定内容	根拠法令・条例等	規制根拠の分類	類型	Phase
X市環境影響評価に関する図書等の公表に係る要綱	(電磁的記録の作成仕様) 第6条 事業者が提出する電磁的記録は、 CD-ROM 等の可搬型の電子媒体とする。この場合において、ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用い、各々のファイル容量をおおむね5メガバイト以下になるようにするものとする。	当該例規	(b)	-	-
X県建築士法施行細則	(登録状況の報告) 第10条の8 3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。 (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロム その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「 磁気ディスク等 」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法	当該例規	(b)	-	-

<参考：アナログ規制点検対象リストへの該当判断の基準例>

キーワードを用いた検索によって、一定程度機械的にアナログ規制に該当する可能性のある条項を洗い出すことが可能となりますが、一方で、個別の条項を精査すると、検索キーワードには該当するものの、当該条項においては特段アナログ的な行為を求めているものではない条項も存在する場合があります。こうした条項については、個別に規定や運用等を確認する必要がありますが、モデル調査において、以下のような条項については、直接アナログ的な行為を求めるものではないため、点検対象に該当する可能性が低いものとして判断することが適当であると整理されていますので、参考にしてください。

※ただし、下記に示すものはあくまで例示であり、実際の点検作業に当たっては、個別に規定の趣旨・目的、運用等を確認する必要があります。

※下記のほかの判断基準例や詳細については、「[参考資料15：地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書](#)」106ページ以降（アナログ規制非該当リスト）を参照

①届出や申請書の様式等を定める規定である場合

<例>

第1号様式(第20条関係)			
土砂等の埋立て等標識			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	相模原市指令()第	号
位置及び面積	〇〇市	m ²	
(略)			
<u>現場</u> 責任者氏名			
電話番号			

②附則等における読み替え規定など例規上の技術的な規定である場合

<例>

附 則

第●条 平成3年度に係る中小企業退職金共済掛金補助金の交付については、改正後の第4条の規定中「毎年1月1日」とあるのは「平成3年4月1日」と読み替えるものとする。

③例規上の用語としての「掲げる」が用いられている場合（書面掲示規制関係）

<例>

第●条 産業会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日

④ 条例等の趣旨・目的を定める規定である場合

<例>

第●条 この要綱は、母子の健康の保持・増進を図るため、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に基づき、保健師、栄養士等による家庭訪問(以下「訪問指導」という。)を実施し、対象者及び家族に対し適切な指導を実施することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑤ 用語の定義等を規定する場合

<例>

第●条 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

⑥ 団体・組織等の役割や事務分掌、事務の権限、設置等を定める規定である場合

<例1>

第●条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

<例2>

第●条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

消防総務課 総務担当 施設整備担当

(17) 消防関係車両の整備点検及び取扱指導並びに燃料に関すること。

<例3>

第●条 身体障害者福祉法(以下この条において「法」という。)に関する事務は、次に掲げる事務とする。

(4) 法第23条の規定による売店の設置等に関する協議、調査及び措置に関すること。

(4) 見直しの検討 (Step 4)

推進部門は、規制所管部門から提出された回答を「アナログ規制点検対象リスト」として取りまとめ、一覧化します。また、規制所管部門と推進部門が連携し、本リストに掲載されている各規制の区分の整理・フェーズへの当てはめを行います。この際、国の法令等の点検・見直しにおける考え方²⁸も必要に応じて参照しながら、見直し後のフェーズについても検討します。

規制所管部門は、規制根拠の分類及び検討結果に応じて、見直しの方向性・方法等を検討し、推進部門に回答します。

見直しの検討に当たっては、デジタル庁において作成している「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」([21ページ参照](#))を活用することが考えられます。特に、テクノロジーマップは、各規制に対しどのような技術が活用できるのかを整理・可視化しており、各規制について活用可能な技術が一見して分かるため、見直し方針等を検討する際の参考になると考えられます。

また、[30ページ](#)でも記載のとおり、モデル調査では、アナログ規制として洗い出された条例・規則について、事務局において検討した運用見直し案を整理していますので、検討に当たって参考にしてください^{29,30}。

なお、見直し方針等の検討に当たっては、当該規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、デジタル技術の活用・代替の可能性等を検討することが重要です。また、条文上、必ずしもデジタル技術の活用が許容されていないものではないと解される場合であっても、デジタル技術の活用が許容されているか否かが不明瞭なものについては、運用上デジタル技術の活用が許容されていない場合や当該規制に係る事業者等の解釈として保守的にアナログ的な手法によって運用されてしまう場合があるため、[50ページ](#)でも示すように、通知・通達の発出等により、デジタル技術の活用が可能である旨を明確化するという含めて検討することが必要です。

また、アナログ的な手法を前提とした規定が将来的な技術の活用を阻害することがないよう、規定を技術中立的な内容に改めることができないかという観点から、前向きに見直しの検討を行うことが重要です。

加えて、アナログ規制の見直しの目的は、デジタル化自体ではなく、あくまで利用者の利便性向上や生産性の向上、人手不足の解消などを図ることにあり、デジタル化によって、かえって利便性が損なわれることがあってはならず、特に住民等の利用者の中にはIT機器の利用に習熟していない方もいるため、見直し方針等の検討に際しては、こうしたデジタルデバインドへの対応についても考慮する必要があります。

²⁸ [参考資料17：規制の見直しの基本的な考え方](#)

²⁹ [参考資料13：モデル自治体におけるアナログ規制該当条項リスト](#)

³⁰ [参考資料15：「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書」](#), 116ページ～120ページ

<参考：規制の点検・見直しに係る照会様式例（抜粋）>

プロセス5.での検討結果を記入

No.	規制の洗い出し					類型・フェーズ		規制の見直し検討						
	所管課	規制区分	条例等名 /様式名	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	規制根拠 の分類	類型	Phase	見直しの方向性		見直し予定		備考	
									a.要見直し b.継続検討 c.見直し不要 d.国等の動向注視	1	2			
1	〇〇部 〇〇課	目視規制	〇〇市空家 等の適切な 管理に関す る条例	(立入調査等) 第5条 3 市長は、次条から第8条までの規定の履行に必 要な程度において、当該職員又はその委任した者 に、空家等と認められる場所の敷地部分に立入 入って目視その他の軽微な調査をさせることがで きる。	当該例規	(b)自団体の条 例等に基づいて 定めている規律	類型2	1①	a.要見直し	1	見直しの方法/検討事項/ 見直し不要の具体的な理由 等	2		
2	〇〇部 〇〇課	常駐専任規 制	〇〇市土砂 等の埋立て 等の規制に 関する条例 施行規則	別表3 1 一般的事項 (2) 事故安全防止対策 ア 安全対策 (ア) 作業時間中は、現場責任者を常駐させ、事 故及び災害の防止に努めること。	〇〇市土砂等の埋 立て等の規制に関 する条例	(b)自団体の条 例等に基づいて 定めている規律	類型1	1	b.継続検討		規制目的に合致する代替手段について 継続して検討する。			
3	〇〇部 〇〇課	定期検査・ 点検	〇〇市庁用 自動車管理 規則	(定期点検整備) 第18条 自動車管理事務所長は、法第48条第1項 の規定により定期点検を行わなければならない。 この場合において、同項第3号に掲げる自動車の 定期点検については、6月ごとに行うものとする。 2 自動車管理事務所長は、前項の点検の結果に 基づき、法第46条に規定する保安基準に適合させ	道路運送車両法	(a)国の法令等 に基づいて定め ている規律	類型2	1①	d.国等の動向注視		一括見直しプランを踏まえ、見直し方 向で、修正方法等を確認する。	法令等の改正 後対応		一括見直しプラン に合わせ、見直し 後、Phase2に移 行予定

① 見直しの方向性

規制根拠の分類に応じて、次のような今後の見直しの方向性を設定します。

- a. 要見直し
- b. 継続検討
- c. 見直し不要
- d. 国等の動向注視

② 見直し予定

設定した見直しの方向性について、「見直しの方法」「検討が必要な事項」「見直し不要とした具体的な理由」等を記入します。

その際、以下のとおり、規制根拠の分類に応じた記載内容の検討を行うことが重要です。

【(a) 国の法令等に基づいて定めている規制の場合】

規制根拠の分類 (a) に該当すると整理された規制に関しては、その根拠となっている国の法令等について、工程表に記載のある場合は、工程表での見直し方針等を確認し、それを踏まえ、見直し後のフェーズや対応時期等について検討します。当該見直しについては、所管府省庁から関係する地方公共団体に対して通知・通達等が発出されると考えられますので、各地方公共団体においては、これを踏まえて必要な条例等の改正や様式変更、関係者への周知等を行うこととなります。

なお、市区町村においては、国の法令等のほか、都道府県の条例等により定められている規制もあることから、都道府県における規制の見直しの動向も把握した上で、それに対する対応（関係する部署との事前調整や、必要な条例等の改正や様式変更等）も盛り込んだ規制見直しの方針やスケジュール等を検討することとなります。

したがって、都道府県においては、管内市区町村に影響する規制の見直しに取り組む場合は、あらかじめ管内市区町村に対して検討内容やスケジュール等を連絡することにより、実際の見直しが円滑に進むよう配慮していただくことが望まれます。

【(b) 自団体の条例等に基づいて定めている規制の場合】

規制根拠の分類 (b) に該当すると整理された規制については、デジタル原則に照らし、地方公共団体が自らその見直しの方向性を検討し、決定することとなります。

規制の見直しに当たっては、前述のとおり「[参考資料17：規制の見直しの基本的な考え方](#)」を参考にしつつ、各団体の実情に応じて検討を進めてください。

【(c) 国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制】

規制根拠の分類 (c) に該当すると整理された規制については、基本的には、類型(b)と同様にデジタル原則に照らし、地方公共団体が自らその見直しの方向性を検討・決定しますが、その際、規制の根拠となっている国の法令等で定める「参酌すべき基準」や通知・通達等で示される「技術的助言」の内容を参照しつつ、検討を進めてください。

〔column〕 技術代替による効果試算

アナログ規制の見直しによるデジタル技術の導入・代替に当たっては、規制所管部門や財政部門の協力が重要となります。推進部門がこれらの部門に協力を求めるに際しては、デジタル技術の導入・代替による行政コスト等の削減効果を定量的に提示することが重要な観点となります。

また、財政的・組織的な制約などを理由として、全ての規制区分について網羅的・一体的に見直しを進めることが難しい場合には、見直しの優先順位を付けて取り組む必要があり、その際の判断に当たっては、デジタル技術の導入による見直しの効果が比較的高い規制・手続を対象とすることが考えられます。

上記を踏まえ、モデル調査においては、モデル自治体において洗い出された規制の中から代表事例を抽出し、規制類型ごとに作成した効果算出モデルに基づき、各規制に係る見直し前後の行政コスト等を算出・比較して見直しによる効果（コスト削減額）を試算しています³²。

あくまでサンプル的に一部の規制を取り上げたものではありませんが、見直し方針等の検討に際しての参考になると思われます。

<モデル調査報告書（概要版）（抜粋）>

MRI

6. 技術代替による効果測定について

効果測定の目的・概要

- ① アナログ規制の見直しによるデジタル技術の導入にあたっては、規制所管部局や財政当局の協力が不可欠。協力を求めるにあたっては、デジタル技術の導入による行政コスト等の削減効果を定量的に提示することが必要となる。
- ② 予算や体制の制約から全ての規制区分について網羅的に見直しを進めることが難しい場合、見直しの優先順位を付けて取り組む必要があり、その際の判断基準の一つとして、より見直し効果の高い規制・手続を選択する必要がある。
- 上記を踏まえ、モデル自治体において洗い出された規制の中から代表事例を抽出し、効果算出モデルに基づき規制類型ごとに見直し前後のコストを算出・比較して見直しによる効果（コスト削減額）を試算した。

調査手順		類型一覧		算出式のイメージ図
STEP1	効果算出モデルの作成 ● 技術代替の類型ごとに算式を設計し、規制対象業務の基礎数値（検査件数、処理時間等）を定数として、効果算出できるモデルを作成した。	規制類型	効果算出類型	
STEP2	対象規制の選定 ● モデル自治体のアナログ規制の洗い出し作業で得られた該当事項リストから、効果算出視点を考慮するように技術代替の効果が高いと想定される規制を選定した。	実地調査	①オンライン会議システムの活用による遠隔での検査	
STEP3	対象規制の基礎数値の調査 ● モデル自治体に依頼し、対象規制の基礎数値を把握した。	目視	②自動認識技術の活用による在庫管理 ③ドローンの活用による高所・広域調査	
STEP4	技術代替による効果算出の試算 ● 対象規制の基礎数値を基に、効果算出モデルを用いて技術代替前後のコストを算出することにより、技術代替による効果算出を試算した。	定期検査・点検	④センサーの活用によるリアルタイムモニタリング ⑤オンライン会議システムの活用による遠隔管理	
		常駐・専任	⑥オンライン会議システムの活用による遠隔受講	
		対面講習	⑦オンライン会議システムの活用による遠隔受講	
		往訪問費・観覧	⑧オンライン閲覧サービスによる遠隔閲覧	

7. 技術代替による効果測定について（具体例）

MRI

効果算出例：ドローンの活用による高所・広域調査

- 高所・広域の調査について、ドローンを用いて必要な情報収集を行うことで、検査業務が効率化され、検査員の人員費が削減される。

<モデル：道路等に対する近接目視を基本とした検査業務>

	技術代替 前	技術代替 後	前後のコスト差
事業者コスト	$\text{検査回数 (回/年)} \times \text{検査所要時間 (時間/回)} \times \text{投入人員 (人/回)} \times \text{検査員単価 (円/時間)}$ <p style="text-align: center; border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 2px;">年間コスト：2,520[千円/年]</p>	$\text{検査回数 (回/年)} \times \text{検査所要時間 (時間/回)} \times \text{投入人員 (人/回)} \times \text{検査員単価 (円/時間)} + \left[\text{ドローン導入・保守費用 (円/年・社)} \times \text{点検・検査業者数} \right]$ <p style="text-align: center; border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 2px;">年間コスト：700[千円/年]</p>	<div style="border: 2px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">▲1,820[千円/年]</p> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 2px; color: #0056b3; font-weight: bold;">コスト削減効果：▲1,820[千円/年]</p>

※1 ドローンは検査業者ごとに各社2台、導入すると想定した。
※2 本モデルでは行政機関は検査結果の報告を受けるのみであるため、検査方法の技術代替による効果の対象範囲外として、行政コストは算出してない。

³² 参考資料15：「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書」

(5) 見直しの実施 (Step 5)

規制所管部門は、見直しの検討において「要見直し」とされた規制について、関係部門（主に総務・法務部門）と連携し、条例や規則、様式の改正等、必要な見直しを行います。また、改正の施行日が確定した際には、住民や事業者への周知も必要です。

なお、前述のとおり、例えばアナログ規制として洗い出された規制が条例の条項である場合であっても、当該条例に関する通知・通達等の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によって見直しを達成することができるケースも考えられ、必ずしも当該条例そのものの改正を要するとは限りません。国の見直しにおいても、法令等の改正は行わず、当該法令等に関する通知や通達の発出によって、デジタル技術の活用が許容される旨の解釈を明確化することで見直しを行った事例も多くあります。したがって、見直しの実施に当たっては、その見直しを達成するために最適な方法を、様々な角度からよく検討することが必要です。

また、今回のアナログ規制の見直しの目的は、規制の趣旨・目的を達成する手段をアナログな手法に限定することなく、現在又は将来の技術を積極的に活用可能な制度とすることにあります。その際、例えば、現在既に確立された技術の中から個別に活用可能なものを選定し、手段として列挙する見直し（いわゆる仕様規定）では、列挙された技術以外の技術の活用を認めない規定となってしまう、むしろ将来出現し得る新たな技術の活用を阻害することになる可能性があります。これを避けるため、アナログ規制に活用できる技術については、特定の技術に限定することなく、目的達成のために相当な手段を許容する「技術的中立性」を担保することが重要であるため、見直しの実施に当たってはそのような観点にも留意が必要です。

その他、条例を改正する場合には、個別の条例ごとにその一部を改正する条例案を作成し、議会に提出することも考えられますが、同時期に多数の条例改正を行うような場合には複数の条例改正を一括して議会に提出することも考えられます。

また、条例の規定に基づく行政手続における申請等・閲覧又は縦覧のオンライン化や、条例の規定に基づいて民間事業者が行う閲覧又は縦覧のオンライン化などに当たっては、個別の条例の規定にかかわらず、通則的に手続のオンライン化を可能とする条例を定めることや改正することも考えられます（51ページ column、[58ページ](#) 福岡市事例参照）。

そして、推進部門は、「継続検討」となったものについては、規制所管部門との検討・確認プロセスを継続します。再検討に当たっては、当該規制の趣旨・目的や意義について改めて規制所管部門に説明を求める、他団体の事例を参考にすると、といった対応が考えられます。

また、具体的な技術代替の手法や「継続検討」となった規制の検討に際しては、「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」の活用が有用です（[21ページ](#)参照）。特に「技術カタログ」については、アナログ規制の見直しに活用し得る製品・サービス情報が整理されているため、具体的な技術導入の検討に当たって参考になると考えられます。あわせて、技術検証事業における検証結果についても、同様の規制に対して活用し得る技術の有用性や安全性に関する情報が確認できるため、参考にしてください（[20ページ](#)参照）。

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。）によって、法令（法律又は法律に基づく命令）の規定に基づく手続の多くは、オンラインで行うことも可能となっています（→参考1・2）。

他方、デジタル手続法及びe-文書法は地方公共団体が定める条例や規則の規定に基づく手続を対象外としているため、条例や規則の規定に基づく申請手続や閲覧縦覧のオンライン化に当たっては、当該根拠規定の改正手続が必要となります。

この点、個別の条例・規則ごとに改正を行うことも考えられますが、デジタル手続法やe-文書法の考え方に倣い、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」（以下「デジタル手続条例」という。）や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例」（以下「e-文書条例」という。）といった通則的な条例を制定・改正することも、有効な手法として考えられます（→参考3、58ページ 福岡市事例参照）。

特に、デジタル手続条例は、全国の団体で制定が進んでおり、「自治体DX・情報化推進概要」（総務省自治行政局地域情報化企画室）によると、令和4年4月時点で、都道府県では全団体、市区町村では961団体（55.2%）が制定済みとなっています（なお、e-文書条例についても同様に都道府県で40団体（85.1%）、市区町村では96団体（5.5%）が制定済み。）。

市区町村では、個別の条例改正により対応する方針としている団体も一定数（141団体）存在しており、規制の洗い出し結果を踏まえ、フェーズを上げ、オンライン化を進めるべき手続がどの程度存在するかという点を考慮した上で、条例改正の手法を判断することが適切と考えられます。

（参考1） デジタル手続法／e-文書法によってオンライン化が可能な手続

規制の類型	対象と考えられる規制の例	デジタル手続法／e-文書法関連規定
対面講習規制	受講申請のオンライン化	デジタル手続法第6条
往訪閲覧縦覧規制	閲覧縦覧の対象となる書面等の作成	デジタル手続法第9条 e-文書法第4条第1項
	閲覧縦覧の申請のオンライン化	デジタル手続法第6条
	閲覧縦覧のオンライン化	デジタル手続法第8条 e-文書法第5条第1項

（参考2）

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

（電磁的記録による縦覧等）

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定

されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2・3 (略)

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）（抄）

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2・3 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 (略)

(参考3) デジタル手続条例/e-文書条例の例

○相模原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年条例第24号）（抄）

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。

2~6 (略)

○東京都民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第9号）（抄）

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面等又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則等で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2・3 (略)

3. 規制の見直しの実例

国の法令等及び全国の地方公共団体の条例等において、デジタル化の観点から見直しの対応がされた実例について、代表的な例を紹介します。

(1) 国において法令等の改正により見直しを行った例

<自動車運転代行業者に係る標識のインターネット掲載>

自動車運転代行業者については、これまで営業所において認定証を掲示することが義務付けられていましたが、一括法による改正により、都道府県公安委員会による認定を受けている旨を営業所で掲示することに加えて、インターネットを利用して標識を掲載することを新たに義務付けた事例です。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
書面掲示	法律	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	<p>(標識の掲示等)</p> <p>第六条 自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の<u>標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信</u>（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）<u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>2 自動車運転代行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p>

(2) 国において通知・通達の発出により見直し・解釈の明確化を図った例

<水道施設の巡視における新技術の活用>

水道施設を維持及び修繕するための巡視について、これまでは人が現地へ赴き目視で実施してきたところ、通知の発出により、目視と同等又はそれ以上に水道施設の状態を把握することが可能なドローンや遠隔操作型無人潜水機等の新技術の積極的な活用を促進することで、インフラ管理の効率化及び安全性の向上を図った事例です。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
目視	通知	水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係（令和5年3月22日薬生水発0320第1号）	<p>第3 新技術の活用について</p> <p>第17条の2 第1項第1号における<u>巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。</u></p> <p>また、<u>遠隔による巡視や目視と同等以上の方法による点検にあたっては、水道施設を良好な状態に保てることを前提として、人による評価や判定の全部又は一部の代わりにAI等の新技術を用いて、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことが期待できる。</u>こうしたことを踏まえ、<u>点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際</u></p>

			<p>しては、<u>効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。</u>特に、<u>無人航空機（ドローン）や遠隔操作型無人潜水機（ROV）の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。</u></p>
--	--	--	---

＜産業廃棄物処理施設における技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の遠隔での職務実施＞

廃棄物処理施設において技術管理者及び産業廃棄物処理責任者が常駐することを求める規制について、通知を発出し、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずる等の条件の下で、情報通信機器を用いて遠隔で職務を行うことを可能とし、業務の効率化・安全性の向上、働き方の選択肢の拡大を図った事例です。

規制	種別	名称	規定（抜粋）				
常駐・専任	通知	デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）（令和5年3月31日環循適発第23033125号/環循規発第23033110号）	<p>第3 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の職務の実施について</p> <p>（略）「産業廃棄物処理対策の強化について」（平成2年4月26日付け衛産31号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の一部を次のように改正する。（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>置き</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとして差し支えないが、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなどその職務の遂行の徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> </td> <td> <p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>常駐させ</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者を置かなければならない施設には、専従の技術管理者が常駐していることが必要であり、その徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>置き</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとして差し支えないが、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなどその職務の遂行の徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>常駐させ</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者を置かなければならない施設には、専従の技術管理者が常駐していることが必要であり、その徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>
			改正後	改正前			
<p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>置き</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとして差し支えないが、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなどその職務の遂行の徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を<u>常駐させ</u>、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。</p> <p>なお、<u>技術管理者を置かなければならない施設には、専従の技術管理者が常駐していることが必要であり、その徹底を期すこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>						

(3) 国の規制の見直しを踏まえて地方公共団体において条例改正等を行った例

<普通救急救命講習等のオンライン化（苅田町（福岡県））>

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」（令和4年3月31日付け消防救第105号）において、各種講習における座学部分について「e-ラーニングのほか、オンラインによる双方向のLIVE講習の活用を可能」とされたことを踏まえ、町の実施要綱に反映した事例です。受講者からは、「時間の制約なく受講ができるため、大変便利であり有難い。」との声もあり、更なる受講者の拡大に向けて取り組みを進めています。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
対面講習	消防本部告示	苅田町応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱	別表第1（第4条関係） 普通救命講習 I 備考 1 （略） 2 （略） 3 <u>座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習(以下「オンライン講習」という。)の活用を可能とする。e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習(60分相当)を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等(120分)を受講することで、修了証を交付することができる。</u> 4 （略）

<造林補助事業竣工検査の省略（湧別町（北海道））>

「造林補助事業竣工検査内規例について」（令和2年3月31日付け元林整整第1121号 林野庁森林整備部整備課長通知）の一部改正に伴い、ドローン等で撮影したオルソ画像等で施業の実施状況が確認できる場合には、現地検査を省略できることとなったことに対応し、町で定める訓令を改正した事例です。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
目視・実地監査	訓令	湧別町民有林整備事業竣工検査要領	（検査の区分及び現地検査の省略等） 第4条 検査は、書類検査及び <u>現地検査とし</u> 、申請のあった要綱第2条に規定する事業内容ごとの施業地1箇所ごとに、原則として行うものとする。 2 UVA(ドローン等の無人航空機)で撮影したオルソ画像等が添付された申請があった場合は、当該オルソ画像等で現地の状況を確認することとし、 <u>現地検査を省略することができるものとする。</u>

(4) 地方公共団体において独自に定めている条例等について見直しを行った例

<施設の管理者のインターネットを利用した公募（横須賀市（神奈川県））>

公募に当たっての公表事項を定める「公募をするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。」という規定について、一律に「インターネットを利用した閲覧」という文言を加えることとした事例です。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
書面掲示	規則	健康増進センター条例施行規則	<p>（公募）</p> <p>第1条 市長は、健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する<u>公募をするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p>(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地</p> <p>(2) 条例第7条の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲</p> <p>(3) 申請者の資格要件</p> <p>(4) 指定期間</p> <p>(5) 申請方法</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定による<u>公表は、横須賀市報への掲載、広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。</u></p>

<介護サービス相談員のオンラインでの相談実施（厚岸町（北海道））>

新型コロナウイルス感染症の影響で、介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所に出向くことが困難になっていることを踏まえ、町の実施要綱の改正を行ったものであり、本事例は、本来であればオンラインに馴染まない事業とされていた行政サービスであっても、コロナ禍等を契機として、オンラインの手法を試行的に導入した結果、デジタル化による技術代替を実現することができた例と言えます。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
常駐・専任	訓令	厚岸町介護サービス相談員派遣事業実施要綱	<p>（電話又はオンライン会議システムによる面談の特例）</p> <p>第5条の2 町長がやむを得ない理由があると認める場合は、前条第1項の規定にかかわらず、介護相談員は、電話又は映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができる<u>オンライン会議システムを使用する方法により、同項の訪問に代えることができる。</u></p>

(5) 国の法令等を踏まえつつ、地方公共団体において独自に条例等の見直しを行った例

＜指定障害者支援施設の重要事項のホームページにおける周知（岐阜県）＞

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）を参酌して定める条例に、県独自に第3項の規定（ホームページへの掲載）を加えた事例です。厚生労働省令に基づき掲示を求める他の条例についても同様の対応を行っており、県内の団体も追随しています。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

(指定障害者支援施設等の基準)	
第四十四条	指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。
2	指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
3	都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一	施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
二	指定障害者支援施設等に係る居室の床面積
三	指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

規制	種別	名称	規定（抜粋）
書面掲示	条例	岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	<p>(掲示等)</p> <p>第五十二条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、第一項の重要事項について、当該指定障害者支援施設の<u>ホームページに掲載する等周知に努めなければならない。</u></p>

(6) デジタル手続条例（オンライン化条例）の改正により一括改正を行った事例

<デジタル手続条例（オンライン化条例）の改正による書面掲示規制の一括見直し（福岡市）>

福岡市では、「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の改正により、書面等で掲示することを定めている条例について、個別の条例を改正することなく、書面等による掲示に加え、インターネットでの掲示を行うことを可能としています。

国の一括法においても、FD等の記録媒体による行政機関への申請等について、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大することで個別法令の改正を要することなく対応しており、本事例はこれと同様に個別の条例を改正することなく、包括的に改正を行うものであり、具体的な条例改正の手法として参考となるものです。

規制	種別	名称	規定（抜粋）
書面掲示	条例	福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) <u>(10) 掲示 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等を掲示することをいう。</u> <u>(11) 公示通知 条例等の規定に基づき市の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。</u> <u>(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、掲示又は公示通知をいう。</u></p> <p><u>(自動公衆送信等による掲示)</u> 第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（括弧内略）により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>(自動公衆送信等による公示通知)</u> 第8条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項（以下この項において「公示事項」という。）を、規則等で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うものとする。 <u>(1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置</u> <u>(2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p> <p><u>2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。</u></p>

〔column〕法令等を踏まえた新技術・手法導入の取組

～CASE 君津市（千葉県）～ ①地理的条件・航空法の確認等

道路整備課 「道路法規定の定期点検におけるドローン活用」

君津市は令和2年度、橋梁の点検におけるドローン技術の活用を本格的に実施しました。

橋梁やトンネル等については、平成26年の道路法改正により、5年に1回の近接目視による点検実施が義務化され、実務では、この法令を基に国土交通省が同年発出した「道路橋定期点検要領」の記載内容にのっとり点検を実施することになりました。

同要領は、発出当初、「近接目視により行うことを基本とする」との記載のみでしたが、平成31年2月の改定により、「自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断が行うことができる情報が得られると判断した方法」によっても点検が可能である旨の文言が追加されました。

これを受けて、君津市では、従来の人手による近接目視のみではなく、ドローン活用による点検を導入しました。航空法の確認等地理空間を含む法令全体を確認する必要もある中、市内でドローン飛行場が新設されるといった地理的要因も後押しし、デジタル技術活用による効率化が進んだ好事例と言え、実際にドローン技術の活用により、事業者への委託事業費が大幅に削減されているほか、これまで点検の際に行っていた交通規制が不要となり、住民の利便性も向上するなどの効果もありました。

～CASE 三条市（新潟県）～ ②調達手法・地方自治法の調達制限等の確認

建設課 「インフラ維持管理業務における包括的民間委託の活用」

三条市は平成29年度、道路等のインフラ維持管理業務全般を民間企業へ委託する「包括的民間委託」による業務発注を開始しました。

維持管理業務は、作業員が長期間拘束される一方で利益率が低く、中々応札者が現れない、という問題が全国的に見られます。また、三条市では、建設課職員及び発注先企業でも、団塊世代職員一斉離職による人員不足懸念の問題に直面していました。

そうした状況下で、庁内の人員配置効率化及び発注先確保を両立化させる施策として、一定の維持管理業務を一括し、また、5年間という契約期間で発注する調達手法を採用しました。

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2の規定に基づき、工事又は製造の請負における随意契約の上限は、例外を除き130万円までとされているため、三条市ではこれを超える維持管理業務は、上記の包括的民間委託へ含めないとの運用がされています。新手法導入の検討においては、地方自治法上の債務負担行為等の考慮も重要であることが分かる例としても、参考になるべき点が多い事例です。

4. 手続の点検・見直し

地方公共団体においては、7項目等の規制の他にも、住民サービスに関わる多数の手続が存在します。

こうした手続についても、利用件数や住民のニーズ等も踏まえた上で、デジタル技術を活用して運用の改善を図ることができないか、検討を行っていくことが望まれます。

特に、行政手続における「書面規制」や「対面規制」の見直し等については、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、各地方公共団体において取組がなされているところですが、エンドツーエンドでのデジタル完結等、デジタル原則適合性の観点からも引き続き、点検・見直しを推進していただくことが期待されます。行政手続のエンドツーエンドでのデジタル完結に向けては、手続において必要となる情報を洗い出し、それをデジタルで引き出せるデータソースを特定するとともに、それを実際に利用できる状況（条例・規則等、データ、システム）を整備することが重要です。

なお、このような手続の見直しに当たって、本人確認の観点から現行の運用の見直しに課題がある場合には、内閣府規制改革推進室による「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日）³⁵において示された本人確認に関する考え方等を参考とすることが考えられます。

地方公共団体の業務は、国が定める実施要領や補助金交付要綱、ガイドライン等に基づいて行われるものが数多くあります。国のアナログ規制の見直しの進捗に伴い、今後、こうした実施要領等についても改訂が行われていくことが想定されますので御留意ください。

³⁵ [書面規制、押印、対面規制の見直し・電子署名の活用促進について：規制改革 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](#)

〔column〕 デジタル技術を活用した手続の見直し

～CASE 各種申請手続のオンライン化～

大阪府内の市町村ではデジタル処理での完結を目的とするためにオンライン手続を導入した事例が多く見られます。

例えば、摂津市では、令和2年度から入札参加資格審査に係る申請についてオンライン申請可能としました。これまで、事業者は市HPに掲載されているPDFを印刷・記入し郵送する必要がありましたが、これをオンライン化することにより、事業者側の手続負担の軽減だけでなく、2、300件ほどの事業者登録申請に係る市職員の事務処理負担の軽減や、外部委託していたパンチ入力作業が不要となったことによる委託費の削減が実現しました。実際に、令和4年度の追加登録等の申請受付は、ほぼ全件がオンラインによる申請となっており、事業者側のニーズも高いことが分かります。

また、枚方市では、市民は市立図書館の利用者登録に当たり、必要な資格確認（本人確認書類や在勤・在学の証明書類等）を窓口で行う必要がありましたが、「スマート登録受付サービス」を導入し、資格確認に必要な書類等をオンラインで提出可能としました。この見直しによって、これまで利用者登録のための来館が困難であった住民の利便性の向上が実現するとともに、あわせて、期限更新等、図書館の他の手続のオンライン化も実施し、窓口対応事務全体の省力化が達成されました。

さらに、岬町においては、これまで往復はがきで受付を行っていた町のイベントについて、町広報誌の記事に二次元コードを掲載しスマートフォンからの申込みを可能にしました。これまで、住民は申込みのために往復はがきを購入し郵送する必要があり、また、町職員側では届いたはがきの内容をデータ化する作業が生じていましたが、オンライン化することで、申込みのための必要な項目の記載漏れを防止するとともに、住民の同意に基づき収集した住民のメールアドレスを活用して、当該イベントに関する連絡を、よりスムーズに行うことができるようになりました。当該オンラインシステムは、イベントへの申込みのほか、パブリックコメントの実施にも活用されているところです。今後は、公共施設の利用申込みへの活用も検討しており、他業務への横展開も図るなど、更なる利便性の向上に取り組んでいます。

このように、恒常的な自治体業務や法定の事務だけでなく、イベントのような業務においても、手続のオンライン化を図ることで、業務の省力化を図り、より効率的な業務遂行が可能となります。

～CASE 引越し手続の見直し～

福岡市では、庁内のシステム間のデータ連携を前提に、条例改正を含めた引越し手続の見直しが行われました。

令和4年2月時点で、福岡市では、引越しの手続の際、転入・転居届の他に住所変更の届出等が必要な手続が20種類超あり、そのうち、届出が必要であることが法令等ではなく福岡市の条例により定められているものが、6手続（子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障がい者医療費助成、保育施設等利用手当、第3子手当、軽自動車税（原付等に限り。））ありました。

そこで、市単独で見直しができる条例の規定については、住所変更届等の省略を可能とする条例のある児童手当法等の規定を参考に、市内間の転居に伴う住民基本台帳法の規定による届出（転入・転居の届出等）をした場合には各手続における住所変更の届出等を行ったとみなすことができるよう改めることとし、令和4年6月議会において、条例改正案が可決・成立しました。これにより、市内間の転居については、庁内のシステム間のデータ連携を活用することで、市民がそれぞれの手続ごとに住所変更の届出等を提出せず済むこととなり、6手続合わせて年間2万5千件以上の住所変更届が不要になりました。

第四章 おわりに

今日存在している制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立された、アナログ的な手法を前提とするもので、テクノロジーが日進月歩する現代においては、それが「アナログ規制」として、デジタル技術の活用を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられます。

本マニュアルにも記載のある「立ち入って目視」「現場責任者を常駐」等のやり方は、デジタル技術を活用することで、その業務全体の効率化や、働き方の変革といった新たな価値の創出に繋げることができるかもしれません。

「今は、こうだから。」「前任から、こう引き継いだから、こうすべき。」

このような、伝統や文化の「継承」とは異なる「前例踏襲」的な考え方が、変化の激しい時代に対応し、将来を切り拓くに当たっての阻害要因、いわば、「規制」になっていないでしょうか。今ある一つひとつの制度やルールに対して、常にフラットで、かつ、デジタル原則に照らして適切な手法になっているか、厳しい目を向ける必要があります。

令和4年11月に第1.0版として公表した本マニュアルですが、今回、モデル調査の結果も踏まえ、第2.0版として改訂を行いました。モデル調査で明らかになった課題を踏まえた記載の充実や先行自治体の事例等の追加を行いましたので、各団体におかれては、本マニュアルを参考にしつつ、積極的に取組を推進されるようお願いいたします。

デジタル庁では、引き続き、全国の地方公共団体における取組を支援していくため、本マニュアルを踏まえたアナログ規制の見直しや手続の見直しに関する御相談や御要望、御質問等を受け付けてまいります。

また、積極的に取組を推進されている団体の事例につきましては、マニュアルのアップデートを始め、今後の施策の参考とさせていただきますので、是非、情報をお寄せください。

御質問や情報につきましては、デジタル庁の下記担当の連絡先やデジタル改革共創プラットフォーム（※）のチャンネルを通じて、お気軽にお寄せください。

デジタルデジタル法制推進担当 国地方班 rincho-local@digital.go.jp
デジタル改革共創プラットフォーム #デジ_pj_アナログ規制の見直し

最後となりましたが、本マニュアルを作成するに当たり、福島県、東京都、長野県、岐阜県、南相馬市、君津市、横須賀市、三条市、枚方市、摂津市、高知市、湧別町、厚岸町、岬町、苅田町の皆様には、規制の見直しや新技術・手法導入の取組事例の紹介等、多大なる御協力をいただきました。また、モデル調査の実施に当たっては、モデル自治体等として、北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、町田市、国分寺市、相模原市、平塚市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市、大分県（オブザーバー）、福岡市（オブザーバー）の皆様にも、条例等の収集や洗い出し作業等、多大なる御協力をいただきました。あとがきに代えて深謝いたします。

本マニュアルが、積極的な取組を行う地方公共団体職員の皆様のお力になれば幸いです。

※ デジタル改革共創プラットフォーム

政府と自治体職員のコミュニケーションの場であり、自治体職員であれば、どなたでも参加が可能です。既存コミュニティプラットフォームである「Slack」を活用し、自由な情報共有と意見交換が可能です。詳細は以下のページを御参照ください。

【デジタル庁ウェブサイト・デジタル改革共創プラットフォーム】

<https://www.digital.go.jp/get-involved/co-creation-platform>

参考資料一覧

資料番号	資料名称
参考資料1	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要（令和2年12月25日）
参考資料2	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（概要）
参考資料3	国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について
参考資料4	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日）
参考資料4別添1	（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日）
参考資料4別添2	（別表1）方針確定リスト（令和4年6月3日）
参考資料4別添3	（別表2）継続検討リスト（令和4年6月3日）
参考資料5	アナログ規制の見直しによる経済効果（中間報告）
参考資料6	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日）
参考資料7	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ（令和4年度3月見直し期限）（令和5年5月30日）
参考資料8	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ（令和5年度9月見直し期限）（令和5年11月17日）
参考資料9	デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針（令和5年5月30日）
参考資料10-1	アナログ規制点検ツールa版マニュアル_Ver1.0
参考資料10-2	アナログ規制点検ツールa版_Ver1.0
参考資料11	規制の点検・見直し方針の策定例（令和5年6月福島県「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」）
参考資料12	国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（令和5年12月）
参考資料13	モデル自治体におけるアナログ規制該当条項リスト
参考資料14	地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書（概要版）
参考資料15	地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書
参考資料16	規制の点検・見直しに係る照会様式例
参考資料17	規制の見直しの基本的な考え方